特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名		
2	川口市	個人住民税の課税に関する事務	全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川口市は、個人住民税の課税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

個人住民税の課税に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、秘密保持契約を締結している。

評価実施機関名

埼玉県川口市長

個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

公表日

令和5年3月1日

[平成30年5月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1)事務の内容
Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要
(別添2)特定個人情報ファイル記録項目
特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	個人住民税の課税に関する事務			
	【概要】 地方税法及び川口市税条例に基づき、住民・国税庁から提出された申告情報、給与支払者・年金支払者から提出された支払報告書(以下「申告等情報」という。)を収集し、個人住民税を計算し賦課決定する。賦課決定に際し、または賦課決定した後においても、必要に応じ税務調査を実施し、公平・公正な賦課決定を行う。また、住民からの要請に応じ、賦課された個人住民税情報から課税(所得)証明書等を発行する。			
②事務の内容 ※	【内容】 ① 申告等情報の受理 ② 他自治体等から川口市への調査に対する回答、川口市から他自治体等へ税務調査を実施 ③ 個人住民税の賦課決定及び住民・給与支払者・年金支払者への税額通知の発送 ④ 住民登録外の課税(以下「住登外課税」という。)に伴う他自治体への通知 ⑤ 個人住民税の減免申請書の受理及び承認または却下の決定、並びにその通知 ⑥ 住民・給与支払者等からの各種申請・届出書(給与所得者異動届出書等)の受理 ⑦ 他市課税であることが判明した場合の資料の回送 ⑧ 賦課情報に基づく課税(所得)証明書等の発行 ⑨ 情報提供ネットワークシステムを利用した地方税関係情報の提供・照会			
③対象人数	〈選択肢〉 [30万人以上] 1)1,000人未満 2)1,000人以上1万人未満 3)1万人以上10万人未満 4)10万人以上30万人未満 5)30万人以上			
2. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務において使用するシステム			
システム1				
①システムの名称	個人住民税システム			
②システムの機能	1. 当初課税前処理機能 課税客体の把握および関係者への通知を行い、申告受付の準備を行う機能 2. 当初異動処理機能 給与支払報告書・年金支払報告書・確定申告書・住民税申告書の各課税資料の登録およびチェックを行う。また、各資料データの合算を行い、当初データを作成する機能 3. 当初課税処理機能 合算されたデータをもとに課税計算を行い、特別徴収義務者及び納税義務者に税額決定通知書及び納付書を出力する機能 4. 更正処理機能 当初課税処理確定後の異動情報を入力し、決議書・変更通知書等を出力する機能 5. 照会・発行処理機能 課税資料及び課税内容にかかる各種データの照会と証明書の即時発行(コンビニ交付システムと連携し、課税証明書をコンビニで発行することを含む。)を行う機能 6. 扶養・専従者管理処理機能 配偶者・扶養および専従者情報の管理を行い、個人課税データとの整合性をチェックする機能 7. 統計処理機能 個人課税データを集計、端数処理、突合チェックを行い、課税状況調の各表を出力する機能 8. 年金特別徴収管理機能 自人課税データを集計、端数処理、突合チェックを行い、課税状況調の各表を出力する機能 8. 年金特別徴収管理機能 自工AXを経由して年金保険者と連携し、年金特別徴収対象者情報等のデータを登録管理する機能			
③他のシステムとの接続	 []情報提供ネットワークシステム []住民基本台帳ネットワークシステム [] 別では民基本台帳システム [] 別では民基本台帳システム [] 別では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「」では、「」では、「」では、「」では、「」では、「」では、「」では、「			

システム2				
①システムの名称	中間サーバ			
②システムの機能	1. 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 2. 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能 3. 情報提供機能 情報提供機能 情報提供表ットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能 4. 既存システム接続機能 中間サーバと既存システム、団体内統合宛名システム及び既存住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供の容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 5. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能 7. データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能 8. セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信し情報提供ネットワークシステム配信マスタ情報を管理する機能 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能 10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能			
③他のシステムとの接続	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 氏存住民基本台帳システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム			
	[]その他 ()			

システム3			
①システムの名称	共通基盤システム(庁内用連携システム)		
②システムの機能	 統合データベース機能 各業務システム間で必要となる連携データを一括管理し、各業務システムへ提供する機能 共通データベース機能 業務システム共通で使用するコード変換辞書等の共通データを一元管理し、各業務システムへ提供する機能 バッチマスタ機能 統合データベースのテーブルを複製し、各業務システムのバッチ処理向けに提供する機能 共通機能 利用者が業務システムを利用する際に、共通的に必要となる機能 運用管理機能 基幹系システム全体のジョブ管理・システム監視・サーバ資源管理を行う機能 		
③他のシステムとの接続	 []情報提供ネットワークシステム []住民基本台帳ネットワークシステム [○] 宛名システム等 [○] その他 (各基幹系業務システム 		
システム4			
①システムの名称	団体内統合宛名システム(宛名システム等)		
②システムの機能	1. 中間サーバ連携機能 東西クラウドセンターに設置される中間サーバと連携するための機能 ・送信データ作成機能、送受信管理機能 ・庁内システムとの連携機能 2. 統合データベース連携機能 中間サーバとの連携に必要な情報を統合データベースから情報提供データベースに作成する機能 ・文字コード変換処理機能 ・情報提供データベースのデータ自動作成機能 ・宛名紐付自動作成機能		
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム [○]その他 (中間サーバ)		

システム5				
①システムの名称	税宛名管理システム			
②システムの機能	1. 宛名情報更新機能 住登外者(転出者、死亡者等も含む)及び法人における宛名情報を更新する機能 2. 個人番号・法人番号登録機能 住登外者(転出者、死亡者等も含む)及び法人における番号を共通基盤システム内におけるテーブル に更新する機能 3. 番号真正性確認機能 番号の真正性確認のため、個人番号及び法人番号を検索する機能 4. 番号検索表示機能 番号及び識別番号により番号紐付情報、住登外番号紐付情報、法人番号紐付情報、住登外名寄情報等を検索する機能 5. 番号名寄機能 共通基盤システム内における住登外番号紐付情報テーブル、法人番号紐付情報テーブル、住登外名寄情報テーブル等に個人番号及び法人番号と宛名番号との親子関係を紐付け、更新する機能			
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム [O]庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム []その他 ())			
システム6				
①システムの名称	審査システム (eLTAX)			
②システムの機能	・このシステムでは、給与支払報告書等の提出、各種申請・届出について、書面に代えてインターネットを通じて手続を行うことができる。 ・地方税ポータルセンタ(eLTAX)で受付した電子データは、総合行政ネットワーク(LGWAN)を介して、審査システム(eLTAX)で受領する。 1. 申請情報審査機能 送付された給与支払報告書等や各種申請届出の様式チェックを行い審査する機能 2. 申請情報返送機能 受付不可能な申請書(重複提出や内容不備によるもの)を返送する機能 3. 申請情報抽出及び出力機能 審査済みの給与支払報告書等のデータを抽出し、個人住民税システムへ取り込み可能な形式へ出力する機能 4. 税額決定通知データチェック機能 課税計算後の特別徴収税額通知データの様式チェックを行い、eLTAXサーバへ送信する機能 5. 年金特別徴収データチェック機能 課税計算後の年金特別徴収税額通知データの様式チェックを行い、eLTAXサーバへ送信する機能			
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム []その他 ()			

システム7				
①システムの名称	国税連携システム(eLTAX)			
②システムの機能	・国税庁のe-Taxに申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データが、地方税ポータルセンタ(eLTAX)に受付され、総合行政ネットワーク(LGWAN)を介して、国税連携システム(eLTAX)に送付される。 1. 申請情報抽出及び出力機能所得申告書等のデータを抽出し、個人住民税システムへ取込可能な形式へ出力する機能送付された所得申告書等のデータで、他団体向けであると判明したものを国税連携システムを利用して各団体へ回送する機能 3. 扶養是正情報等送信機能所得申告書等の扶養申告が住民税課税における調査段階で扶養条件から外れていることが判明した場合に、扶養是正情報等データを国税庁に送付する機能			
	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム			
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム			
③他のクステムとの接続	[] 宛名システム等 [] 税務システム			
	[]その他 ()			
システム8				
①システムの名称	既存住民基本台帳システム			
②システムの機能	1. 住民基本台帳の記載 転入、出生、職権等により住民基本台帳に新たに住民を記載(住民票を作成)する機能 2. 住民基本台帳の記載変更 住民基本台帳の記載変更 住民基本台帳の消除処理 転出、死亡、職権等により住民基本台帳から住民に関する記載を消除(住民票を除票)する機能 4. 住民基本台帳の照会 住民基本台帳の所会 住民基本台帳から該当する住民に関する記載(住民票)を照会する機能 5. 帳票の発行機能 住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書、住民票コード通知票等の各種帳票を発行する機能 6. 住民基本台帳の統計機能 異動集計表や、人口統計用の集計表を作成する機能 7. 住民基本台帳ネットワークシステムとの連携機能 国、県、他自治体と住民基本台帳ネットワークシステムを介し連携する機能 8. 法務省との連携機能 外国人住民票の記載等に応じて、市町村通知の作成および法務省通知の取込等の連携を行う機能 9. 戸籍情報システムへの連携 住民票の記載等に応じて、戸籍情報システムへ附票情報等を連携する機能			
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [O] 庁内連携システム [O] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ())			

システム9			
①システムの名称	証明書コンビニ交付システム		
②システムの機能	1. 連携機能 個人住民税システムからデータを受信し、課税証明書に記載する情報を更新する機能2. 証明書発行機能 証明書交付センターからの要求に応答して連携したデータに基づき証明書の作成を行う機能		
	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム		
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム		
り他のクステムとの接続	[] 宛名システム等 [〇] 税務システム		
	[]その他 ()		

3. 特定個人情報ファイル名 個人住民税課税ファイル 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 個人番号を利用して、給与支払報告書等と申告書との名寄せを、より正確かつ効率的に行うことにより、 ①事務実施上の必要性 納税義務者に対する課税事務を適正に行うため。 1. 各種所得、納付情報をより正確かつ効率的に名寄せ・突合することができる。 ②実現が期待されるメリット 2. 所得の過少申告や税の不正還付等を効率的に防止・是正できる。 5. 個人番号の利用 ※ ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号・行政手続に おける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1の16項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特 別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税若しくは特別法人事業税の |賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務 法令上の根拠 であって主務省令(※注)で定めるもの ※注・・・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ・番号法整備法により、地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番 号の記載を求める措置が講じられている。 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ <選択肢> 1) 実施する ①実施の有無 実施する] 2) 実施しない 3) 未定 【別表第2における情報提供】 ・番号法第19条第8号(別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報) に「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報」が含まれる項) ·1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 4 2, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85*0*, 2, 8 7、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の 項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1・2・3・4・6・7・8・10・12・13・ 14.16.19.20.21.22.2203.2204.23.24.2402.2403.25.2603.27.28.31.310 ②法令上の根拠 2.3103.32.33.34.35.36.37.38.39.40.43.4303.4304.44.4402.45.47.49.49 の2・50・51・53・54・55・58・59条 【別表第2における情報照会】 ・番号法第19条第8号(別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)の「地方税 法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条令に関する事務であって主務省令で定め るもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることがで きるとされている項) ・別表第2(第27の項)

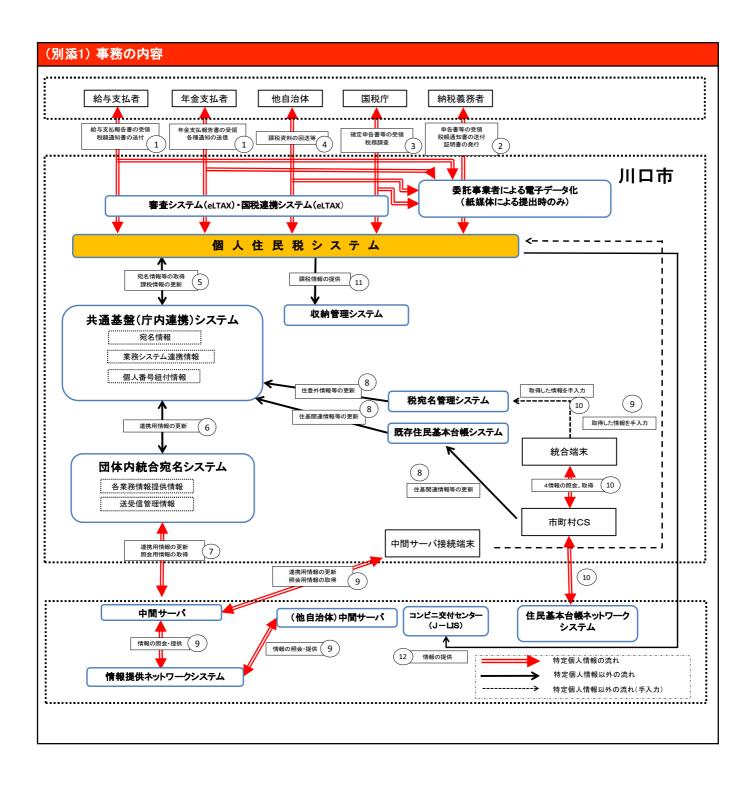
番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条

7. 評価実施機関における担当部署

①部署 川口市 理財部 市民税課

②所属長の役職名 市民税課長

8. 他の評価実施機関



(備考)

- ①給与支払者より給与支払報告書、年金支払者より公的年金等支払報告書を受領し、個人住民税システムへ取り込む。課税資料を取り込むに当たり、紙媒体のものについては、データパンチ委託事業者にて電子データ化する。この電子データには個人番号が含まれる。課税計算後、給与支払者に税額決定通知書を送付する。また、年金支払者には年金特別徴収の依頼や中止判定の通知を電子データにより行う。
- ②納税義務者より住民税申告書を受領し、個人住民税システムへ取り込む。課税資料を取り込むに当たり、データパンチ委託事業者にて電子データ化する。この電子データには個人番号が含まれる。課税計算後、税額決定通知を納税義務者に対して送付する。また、①で判明した年金特別徴収対象者に対しては、年金特別徴収税額についても通知する。納税義務者等の求めに応じ、課税(所得)証明書を発行するが、この証明書には個人番号は含まれない。
- ③国税庁(税務署)より、確定申告書、報酬調書を受付し、個人住民税システムへ取り込む。課税資料を取り込むに当たり、紙媒体のものについては、データパンチ委託事業者にて電子データ化する。この電子データには個人番号が含まれる。提供される資料のみでは課税計算が完結しない場合、税務調査を行い資料を受領する。課税計算後、扶養情報是正データ等を国税庁に対し送付する。
- ④他自治体から、川口市に住民登録がある者に対する給与支払報告書、年金支払報告書及び確定申告書等の情報が、eLTAX(国税 連携システム)や郵送によって送付される。川口市から他自治体に対しても、同様に回送処理を行っている(地方税法第294条第3項 通知についても同様)。
- ⑤共通基盤(庁内連携)システムを介し、宛名情報等の取得や課税情報の更新を行う。
- ⑥共通基盤(庁内連携)システムから宛名システム等へ、連携用の課税情報を更新する。
- ⑦宛名システム等を介し、中間サーバに対し川口市が管理する連携用の課税情報及び団体内統合宛名番号の更新を行う。
- ⑧既存住民基本台帳システム及び税宛名管理システムから、住民票関係情報等を取得し、共通基盤システムを介し、個人住民税システムを更新する。
- ③他自治体への個別の個人住民税照会については、中間サーバ接続端末を使用し、他団体から得た情報を個人住民税システムへ手入力を行う(データ連携は行わない)。
- ⑩統合端末を使用し、他市町村の住民基本台帳関連の情報を取得する。その情報を税宛名管理システムへ手入力を行う(データ連携は行わない)。
- ⑪個人住民税システムからは、課税情報を収納管理システムへ直接提供する。
- ⑫コンビニ交付センター(J-LIS)を利用した税証明書のコンビニ交付を行う。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

個人住民税課税ファイル

2. 基本	2. 基本情報			
①ファイルの種類 ※		<選択肢>		
②対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
③対象と	なる本人の範囲 ※	・賦課期日(1月1日)現在で、川口市内に住所を有する個人及びその扶養親族 ・川口市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で川口市内に住所を有しない者		
	その必要性	公平・公正な賦課・徴収を行う上で、必要な範囲の特定個人情報を保有している。		
④記録さ	れる項目	く選択肢> 「 100項目以上 100項目以上50項目未満 2010項目以上50項目未満 3050項目以上100項目未満 40100項目以上		
	主な記録項目 ※	・識別情報		
	その妥当性	① 個人番号:納税義務者を正確に特定するため。 ② その他識別情報:納税義務者を正確に特定するため。 ③ 4情報:納税義務者を正確に特定するため。 ④ 連絡先:本人への連絡などに使用するため。 ⑤ その他住民票関係情報:課税対象者の賦課期日時点の世帯情報を把握するため。 ⑤ 国税関係情報:個人住民税の公平かつ適正な課税を行うため。 ② 地方税関係情報:個人住民税の公平かつ適正な課税を行うため。 ⑧ 生活保護・社会福祉関係情報:個人住民税の非課税判定のため。 ⑨ 年金関係情報:年金からの特別徴収税額を決定するため。 ① 介護・高齢者福祉関係情報:年金からの特別徴収税額を決定するため。		
	全ての記録項目	別添2を参照。		
⑤保有開始日		平成28年1月1日		
⑥事務担当部署		市民税課		

3. 特定	個人情	報の入手・	使用
			[〇]本人又は本人の代理人
①入手元 ※			[〇]評価実施機関内の他部署 (市民課、生活福祉課1課・2課、介護保険課)
			[O]行政機関·独立行政法人等 (国税庁、年金支払者(日本年金機構))
			[O]地方公共団体·地方独立行政法人 (他自治体)
			[〇] 民間事業者 (給与支払者、年金支払者(日本年金機構を除く))
			[]その他 ()
			[O]紙 [O]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ
②入手方	=:±		[]電子メール [〇]専用線 [〇]庁内連携システム
	江		[〇]情報提供ネットワークシステム
			[]その他 ()
③入手の時期・頻度		預度	・住民票関係情報:賦課期日時点の情報を入手。異動が生じた際は随時。 ・申告等情報:1月から当初賦課決定まで複数回入手。修正があるものについては随時。 ・生活保護情報:1月に入手し、必要に応じて随時。 ・介護保険情報:月1回 ・年金特別徴収情報:対象者情報は5月。特別徴収依頼結果は9月。徴収結果及び停止結果は毎月。
④入手に	「係る妥	当性	個人住民税の賦課決定のため、法令等の範囲内で適宜、申告等情報及び税務調査による情報の収集 を行う必要がある。
⑤本人へ	の明示	:	地方税法第45条の2~第45条の3の3、第317条の2~第317条の3の3、番号法第19条別表第2の第27の項に明示している。
⑥使用目	1的 ※		地方税法、その他の地方税に関する法律及び条例に基づく、公平・公正かつ効率的な個人住民税の賦課事務のため。
	変更0	D妥当性	-
⑦使用の	使用部署		市民税課、市民課、芝支所、新郷支所、神根支所、安行支所、戸塚支所、鳩ヶ谷支所、川口駅前行政センター (市民税課以外は証明書の発行のみ)
少使用吃	ノエ 体 「	使用者数	<選択肢>
⑧使用方法 ※			・申告及び届出等による情報から賦課決定する。 ・生活保護情報等による情報から、非課税者を把握する。 ・特別徴収義務者からの届出書に基づき、特別徴収の中止、変更等を行う。 ・申請に基づき、課税(所得)証明書等を発行する。
情報の突合 ※)突合 ※	・賦課資料情報と住民票関係情報、生活保護情報を突合して非課税者を確認する。 ・賦課資料情報と他市町村又は情報提供ネットワークシステムから入手した地方税関係情報を突合して、控除額等を確認する。
情報の統計分析 ※ 権利利益に影響を 与え得る決定 ※		D統計分析	納税義務者数・調定額等の集計処理を行っているが、特定の個人を判別し得る情報の統計や分析は行 わない。
			個人住民税額の賦課決定、減免の決定及び却下。
9使用開始日			平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> (6)件	
委託事項1		税総合システム共通保守業務委託	
①委訂	托内容	税総合システムの運用支援業務	
	吸いを委託する特定個 ファイルの範囲	<選択肢> [特定個人情報ファイルの全体] 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の 範囲 ※	・賦課期日(1月1日)現在で、川口市内に住所を有する個人及びその扶養親族 ・川口市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で川口市内に住所を有しない者	
	その妥当性	システムの運用作業を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。 専門的ノウハウを有する者が管理することにより、計算ミス等による課税ミス等を防止し、正しく動作す ることを確認する必要がある。	
③委訂	f 先における取扱者数	<選択肢> 「 10人未満 10人未満 200人以上50人未満 200人以上50人未満 200人以上500人未満 300人以上100人未満 4000人以上500人未満 500人以上1,000人未満 601,000人以上	
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [」フラッシュメモ []紙 [O] その他 (庁舎内の入退室管理された電算機室内にて、システムを直接操作する。)	
⑤委託	£先名の確認方法	川口市情報公開条例に基づく公開請求により委託契約書を確認することができる。	
⑥委訂		株式会社日立システムズ 関東甲信越支社第一営業部	
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない	
再委託	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。	
-	⑨再委託事項	定期バージョンアップ媒体の適用、川口市向け機能の再適用作業支援、処理運用スケジュールの作成 支援及び処理前の事前検証等の作業支援。	

委託事項2		課税資料管理システム保守業務
①委託内容		市税情報(軽自動車税を除く)に係る事務の処理または管理
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> 1)特定個人情報ファイルの全体 [特定個人情報ファイルの全体] 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	・賦課期日(1月1日)現在で、川口市内に住所を有する個人及びその扶養親族 ・川口市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で川口市内に住所を有しない者
	その妥当性	システムの運用作業を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。 専門的ノウハウを有する者が管理することにより、計算ミス等による課税ミス等を防止し、正しく動作す ることを確認する必要がある。
③委	託先における取扱者数	<選択肢>
	託先への特定個人情報 ルの提供方法	[]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモ []紙 [O]その他 (庁舎内の入退室管理された電算機室内にて、システムを直接操作する。)
⑤委:	託先名の確認方法	川口市情報公開条例に基づく公開請求により委託契約書を確認することができる。
⑥委	託先名	株式会社日立システムズ 関東甲信越支社第一営業部
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> 「 再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	8再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。
	⑨再委託事項	市税情報(軽自動車税を除く)に係る事務の処理または管理の一部。
委託	事項3	納税通知書・税額通知書の帳票出力・封入封緘業務
①委	託内容	納税義務者への各種通知文書・納付書の帳票出力、封入封緘作業
	扱いを委託する特定個 Bファイルの範囲	<選択肢> 1)特定個人情報ファイルの全体 [特定個人情報ファイルの全体] 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	 当該年度当初の納税義務者(非課税の給与特別徴収対象者を含む)
	その妥当性	当初賦課決定時は、きわめて大量の印刷・封入を行うため、専門業者への委託により処理を短期間で確実に遂行することができる。

③委託先における取扱者数		<選択肢>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [O] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [O] 紙 [] その他 ()
⑤委 詞	托先名の確認方法	川口市情報公開条例に基づく公開請求により委託契約書を確認することができる。
⑥委託先名		光ビジネスフォーム株式会社 さいたま営業所
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。
	⑨再委託事項	封入封緘作業
委託	事項4	電算データ入力委託料
①委詞	托内容	収集した各種申告書及び支払報告書等の情報を電子データとして納品させる。
	吸いを委託する特定個 はファイルの範囲	<選択肢> (選択肢> 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲の中で、給与支払者・年金支払者および住民から提出される申告等情報が紙ベースで提出された者
	その妥当性	電算処理業務のために、各種申告書の情報を電子データに変換する必要があるため。
③委託先における取扱者数		<選択肢>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモ [O] 紙 [] その他 ()
5委	託先名の確認方法	川口市情報公開条例に基づく公開請求により委託契約書を確認することができる。
⑥委	托先名	日本情報産業株式会社
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。
		データ入力の一部(業務量が増大する時期、感染症発生時の業務継続性確保のため)

委託事項5		税法改正に伴うシステム修正及び当初賦課対応支援業務委託		
①委託内容		個人住民税システムの当初賦課作業運用支援業務及び税法改正に伴うシステム修正を行う。		
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢>		
対象となる本人の数 [10万人以上・		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
	対象となる本人の 範囲 ※	・賦課期日(1月1日)現在で、川口市内に住所を有する個人及びその扶養親族 ・川口市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で川口市内に住所を有しない者		
	その妥当性	システムの修正及び運用作業を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。 専門的ノウハウを有する者が管理することにより、計算ミス等による課税ミス等を防止し、正しく動作することを確認する必要がある。		
③委i	そ先における取扱者数	<選択肢>		
	毛先への特定個人情報 レの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [] 紙 [O] その他 (庁舎内の入退室管理された電算機室内にて、システムを直接操作する。)		
⑤委詞	毛先名の確認方法	川口市情報公開条例に基づく公開請求により委託契約書を確認することができる。		
⑥委詞	毛先名 	株式会社日立システムズ 関東甲信越支社第一営業部		
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない		
再委託	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。		
	⑨再委託事項	定期バージョンアップ媒体の適用、川口市向け機能の再適用作業支援、処理運用スケジュールの作成 支援及び処理前の事前検証等の作業支援。		
委託	事項6	課税資料作成等業務委託		
①委詞	千内容	申告書の補記作業等を行う		
	及いを委託する特定個 はファイルの範囲	<選択肢> (選択肢> (選択肢> (事定個人情報ファイルの全体 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部		
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
対象となる本人の範囲 ※		特定個人情報ファイルの範囲の中で、給与支払者・年金支払者および住民から提出される申告等情報が紙ベースで提出された者		
	その妥当性	電算データ入力委託事前作業として必要な補記作業が必要なため。		

③委託先における取扱者数		<選択肢> 1) 10人以上50人未満 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [O] 紙 [O] その他 (庁舎内の入退室管理された電算機室内にて、システムを直接操作する。)
⑤委託先名の確認方法		川口市情報公開条例に基づく公開請求により委託契約書を確認することができる。
⑥委託先名		トッパン・フォームズ株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。
	⑨再委託事項	申告書の運搬等

5. 特定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無	[O] 提供を行っている (60) 件 [O] 移転を行っている (20) 件			
le m a .	[]行っていない			
提供先1	番号法第19条第8号 別表第2に定める情報照会者(別紙Ⅱ-5-1を参照)			
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(別紙Ⅱ-5-1を参照)			
②提供先における用途	番号法第19条第8号 別表第2の第2欄に掲げる事務(別紙Ⅱ-5-1を参照)			
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)			
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上			
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等			
⑥提供方法	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [O] 紙)			
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度			
移転先1	別表第1の左欄に掲げる者(別紙Ⅱ-5-2を参照)			
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1(別紙Ⅱ-5-2を参照)			
②移転先における用途	別表第1の右欄に掲げる事務(別紙 II -5-2を参照)			
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)			
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上			
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等			
	[〇]庁内連携システム []専用線			
@19 t= +:+	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)			
⑥移転方法	[]フラッシュメモリ []紙			
	[]その他 ()			
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度			

移転先2		川口市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に定める事務(別紙 II -5-3を参照)		
①法令上の根拠		番号法第9条第2項 川口市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条、第4条		
②移転先における用途		条例別表第2及び第3の第2欄に掲げる事務(別紙II-5-3を参照)		
③移転する情報		地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)		
④移転する情報の対象となる 本人の数		<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上		
⑤移転する情報 本人の範囲	の対象となる	個人住民税課税対象者とその被扶養者等		
		[O] 庁内連携システム [] 専用線		
○16 ±-+:+		[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)		
⑥移転方法 		[] フラッシュメモリ [] 紙		
		[]その他 ()		
⑦時期·頻度		照会を受けたら都度		
6. 特定個人作	報の保管・	消去		
①保管場所 ※		<川口市における措置> 保管場所は生体認証を行っている電算機室のオートロック扉の内部。サーバへのアクセスにはID・パスワードの認証が必要。 〈中間サーバ・プラットフォームにおける措置>・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。		
	期間	<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 1) 3年 5) 4年 6) 5年 [10年以上20年未満] 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない		
②保管期間	その妥当性	・地方税法第17条の5により、更正および決定の期間が5年間は可能であると定められているため。 ・地方税法第17条の5により、偽りその他不正の行為により税額を免れ、もしくは還付を受けた場合の 更正および決定の期間が7年間は可能であると定められているため。 ・また、年金型生命保険の二重課税に係る還付及び返還金を10年間遡って行っている事例があるため。		
③消去方法		<川口市における措置> サーバ上のデータは、システム内で年に1度削除処理を実行する。 紙媒体は、文書管理規定で定められた保存年限を経過したものについて、焼却処分を行う。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。		
7. 備考				
_				

(別添2)特定個人情報ファイル記録項目

(別添2)特定個人情報ファイル記録項目				
賦課(
項番	項目名 自治体コート・			
	<u>日元体</u> 個人番号			
	対象年度			
	履歴番号			
	サブ履歴番号			
6	初期登録業務日時			
	更新業務日時			
	更新システム日時			
	更新コンピュータ名			
	更新ューザ ID 有効フラグ			
	決裁状態			
	旧自治体コード			
	履歴判定			
15	徴収区分			
	決議年月日			
	住民税異動区分コート・			
	異動年月日 住民税整理番号			
	住氏祝金哇番亏 賦課資料区分コード			
	書式区分			
	無職無収入コード			
23	均等割区分			
24	均等割パターン番号			
	入力区分			
	営業所得額			
	農業所得額			
	その他事業所得額 不動産所得額			
	利子所得額			
	配当所得フラグ			
	配当所得額			
	株式配当所得額			
	公募外貨配当所得額			
35	公募他配当所得額			
	その他配当所得額			
	所得税配当所得額 所得税株式配当所得額			
39	所得税公募外貨配当所得額			
	所得税公募他配当所得額			
41	所得税その他配当所得額			
	給与所得額			
43	主たる給与支払額			
44	従たる給与支払額 給与支払額内数専従者給与額			
45	特定支出控除額			
47	<u> </u>			
	公的年金支払額			
	年金雑所得額			
	その他雑所得額			
	総合譲渡短期所得額			
	総合譲渡短期差引額 総合譲渡長期所得額			
	総合譲渡長期差引額			
	総合譲渡分特別控除額			
56	総合譲渡特別設定フラグ			
	総合譲渡逆算フラグ			
	一時所得額			
60	一時差引額			
	総合一時所得額 短期一般所得額			
	短期一般差引額			
	短期一般特別控除額			
64	短期軽減所得額			
	短期軽減差引額			
	短期軽減特別控除額			
	長期一般所得額			
	長期一般差引額 長期一般特別控除額			
	長期特定所得額			
	長期特定差引額			
72	長期特定特別控除額			
	長期軽課所得額			
	長期軽課差引額			
75	長期軽課特別控除額			

76	長期特別所得額
77	長期特別差引額
	長期特別特別控除額 土地等雑所得額
	超短期所得額
81	株式譲渡所得額
	株式譲渡一般分所得額 株式譲渡新規公開分所得額
	株式譲渡特別控除額
85	商品先物取引所得額
	山林所得額 山林特別控除額
	退職所得額
	退職所得控除額
	退職支払額 市町村源泉退職所得割額
	都道府県源泉退職所得割額
	勤続年数
	就職年月日 退職年月日
	総合退職所得額
	総合退職所得控除額
	特例適用条文1 特例適用条文2
100	特例適用条文3
	変動所得額
	前年変動所得額 前々年変動所得額
104	臨時所得額
	平均課税対象金額
	免税所得額 肉用牛売却価格
108	肉用牛免税対象所得額
	肉用牛免税対象外所得額 非課税所得額
111	
	申告0円所得区分02
113	
	申告0円所得区分05
	申告0円所得区分06
	申告0円所得区分07 申告0円所得区分08
119	申告0円所得区分09
	申告0円所得区分10 最高所得区分
	取高所待区ガートーー 総所得金額
123	合計所得金額
	総所得金額等 所得税総所得金額
	所得稅合計所得金額
	所得税総所得金額等
	総所得損通所得額 総合短期損通所得額
130	総合長期損通所得額
131	短期一般損通所得額
	短期軽減損通所得額 長期一般損通所得額
134	長期特定損通所得額
	長期軽課損通所得額
137	長期特別損通所得額 土地等雑損通所得額
	超短期損通所得額
	山林損通所得額 #式寶渡場為所得額
	株式譲渡損通所得額 商品先物取引損通所得額
142	退職損通所得額
	所得税総所得損通所得額 所得税総合短期損通所得額
	所得稅総合及期損通所得額
146	所得税短期一般損通所得額
147	所得税短期軽減損通所得額 所得税長期一般損通所得額
	所得税長期特定損通所得額
150	所得税長期軽課損通所得額
151	所得税長期特別損通所得額

152	所得税土地等雑損通所得額
	所得税超短期損通所得額
154	所得税株式譲渡損通所得額
155	所得税商品先物取引損通所得額
156	所得税山林損通所得額
157	所得税退職損通所得額
158	雑損控除額
150	医療費控除額
160	社会保険料控除額
161	小規模共済控除額
162	生命保険料控除額
163	所得税生命保険料控除額
164	生命保険料支払額
165	個人年金保険料支払額
166	損害保険料控除額
167	所得税損害保険料控除額
	損害保険料支払額
169	長期損害保険料支払額
170	寄付控除フラグ
171	寄付控除額
	所得税寄付金控除額
173	合計控除額
	所得税合計控除額
175	控対配該当コード
176	配偶者区分
177	配特有無区分フラグ
179	配偶者特別控除額
170	EC (日 共主) (田 土) 사 마니스 BC AE
	所得税配偶者特別控除額
180	配偶者合計所得金額
	扶養一般該当人数
182	扶養年少該当人数
183	扶養特定該当人数
	扶養老人該当人数
185	扶養同居老人該当人数
126	扶養特障該当人数
187	扶養同居特障該当人数
188	扶養普障該当人数
	未成年該当コード
190	老年者該当コード
191	寡婦該当コード
192	障害者該当コード
193	勤労学生該当コード
	住民税申告区分
	本専区分
196	配専区分
	青色専従該当人数
	白色専従該当人数
199	専従者控除額
	繰越損失額
<u>2</u> 01	純損失額
	譲渡繰越損失額
	雑損失額
204	特定株式損失額
	当年純損失額
207	当年雑損失額
	当年特定株式損失額
200	コナヤルが八沢大郎
	前純損失額
210	前譲渡繰越損失額
	前雑損失額
	前特定株式損失額
213	前々純損失額
214	前々譲渡繰越損失額
<u>2</u> 15	前々雑損失額
/In	前々特定株式損失額
	前々特定株式損失額
217	所得税総所得課標額
217	所得税総所得課標額
217 218	所得税総所得課標額 所得税短期一般課標額
217 218 219	所得税総所得課標額 所得税短期一般課標額 所得税短期軽減課標額
217 218 219 220	所得税総所得課標額 所得税短期一般課標額 所得税短期軽減課標額 所得税長期一般課標額
217 218 219 220 221	所得税総所得課標額 所得税短期一般課標額 所得税短期軽減課標額 所得税長期一般課標額 所得税長期特定課標額
217 218 219 220 221	所得税総所得課標額 所得税短期一般課標額 所得税短期軽減課標額 所得税長期一般課標額 所得税長期特定課標額
217 218 219 220 221 222	所得稅総所得課標額 所得稅短期一般課標額 所得稅短期軽減課標額 所得稅長期一般課標額 所得稅長期特定課標額 所得稅長期軽課課標額
217 218 219 220 221 222 223	所得稅総所得課標額 所得稅短期一般課標額 所得稅短期軽減課標額 所得稅長期一般課標額 所得稅長期特定課標額 所得稅長期軽課課標額 所得稅長期軽課課標額 所得稅長期特別課標額
217 218 219 220 221 222 223	所得稅総所得課標額 所得稅短期一般課標額 所得稅短期軽減課標額 所得稅長期一般課標額 所得稅長期特定課標額 所得稅長期軽課課標額 所得稅長期軽課課標額 所得稅長期特別課標額
217 218 219 220 221 222 223 224	所得稅総所得課標額 所得稅短期一般課標額 所得稅短期軽減課標額 所得稅長期一般課標額 所得稅長期特定課標額 所得稅長期軽課課標額 所得稅長期特別課標額 所得稅長期特別課標額
217 218 219 220 221 222 223 224 225	所得稅総所得課標額 所得稅短期一般課標額 所得稅短期軽減課標額 所得稅長期中般課標額 所得稅長期特定課標額 所得稅長期转課課標額 所得稅長期特別課標額 所得稅土地等雜課標額 所得稅土地等雜課標額
217 218 219 220 221 222 223 224 225 226	所得稅総所得課標額 所得稅短期一般課標額 所得稅短期軽減課標額 所得稅長期一般課標額 所得稅長期特定課標額 所得稅長期軽課課標額 所得稅長期特別課標額 所得稅起短期課標額 所得稅超短期課標額 所得稅超短期課標額
217 218 219 220 221 222 223 224 225 226	所得稅総所得課標額 所得稅短期一般課標額 所得稅短期軽減課標額 所得稅長期中般課標額 所得稅長期特定課標額 所得稅長期转課課標額 所得稅長期特別課標額 所得稅土地等雜課標額 所得稅土地等雜課標額

000 77 (87) 1, 11 58 18 67	000 457%	004 177 77 77 77 77 77 77 77 77 77 77 77 77
228 所得税山林課標額	306 都道府県算出所得割額	384 標準税率市町村65歳以上の特例控除額 385 標準税率市町村所得割
229 所得税退職課標額 230 総所得所得税額	307 都道府県配当控除額 308 都道府県外国税額控除額	386 標準税率市町村所得割端数切捨
231 短期一般所得税額	309 都道府県調整額	387 標準税率市町村均等割
232 短期軽減所得税額	310 都道府県特別減税額	388 標準税率都道府県総所得
233 長期一般所得税額	311 都道府県定率控除額	389 標準税率都道府県山林
234 長期特定所得税額	312 都道府県免税額	390 標準税率都道府県退職
235 長期軽課所得税額	313 都道府県所得割額	391 標準税率都道府県算出所得割
236 長期特別所得税額	314 都道府県端数切捨所得割額	392 標準税率都道府県調整額
237 土地等雑所得税額	315 都道府県特別減税前所得割額	393 標準税率定率控除前都道府県所得割
238 超短期所得税額	316 都道府県定率控除前所得割額	394 標準税率定率控除後都道府県所得割額
239 株式所得税額	317 都道府県均等割額	395 標準税率都道府県65歳以上の特例控除額
240 商品先物取引所得税額	318 都道府県民税額	396 標準税率都道府県所得割
241 山林所得税額	319 課税非課税区分¬-ド	397 標準税率都道府県所得割端数切捨
242 退職所得税額	320 所得割非課税75/5	398 標準税率都道府県均等割
243 所得税配当控除額 244 住宅借入金特別控除額	321 均等割非課税フラグ	399 政党等寄付金特別控除額 400 耐震改修特別控除額
245 その他特別控除額	323 市町村所得割減免額	400 耐层改修符列控除码
246 定率控除前所得税額	324 市町村均等割減免額	402 市町村住宅借入金特別控除可能額
247 所得税災害減免額	325 都道府県所得割減免額	403 都道府県住宅借入金特別控除可能額
248 所得税外国税額控除額	326 都道府県均等割減免額	404 市町村税源移譲減額
249 所得税特別減税額	327 予備金額1	405 都道府県税源移譲減額
250 所得税定率控除額	328 予備金額2	406 標準税率市町村税源移譲減額
251 定率控除後所得税額	329 予備金額3	407 標準税率都道府県税源移譲減額
252 所得税額	330 予備金額4	408 国税更正日
253 所得税額チェックフラグ	331 予備金額5	409 登録区分
254 総所得課標額	332 予備項目1	410 寄附金控除自治体分
255 短期一般課標額	333 予備項目2	411 寄附金控除都道府県指定分
256 短期軽減課標額	334 予備項目3	412 寄附金控除市町村指定分
257 長期一般課標額	335 予備項目4	413 内私的年金支払額 414 住民税年金種別
258 長期特定課標額	336 予備項目5	
<u>259</u> 長期軽課課標額 260 長期特別課標額	337 退避用履歴判定 338 株式譲渡上場所得額	415 基礎控除対象フラグ 416 市町村寄附金控除額
261 土地等雑課標額	339 所得税株式譲渡上場所得額	417 都道府県寄附金控除額
262 超短期課標額	340 所得税株式譲渡所得額	418 内年金フラグ
263 株式課標額	341 株式譲渡フラグ	419 内特徴フラグ
264 商品先物取引課標額	342 株式譲渡上場損通所得額	420 三徴収フラグ
265 山林課標額	343 所得税株式譲渡上場損通所得額	421 居住開始年月日
266 退職課標額	344 株式上場課標額	422 住宅控除区分
267 市町村総所得所得割額	345 所得税株式上場課標額	423 住宅借入金残高
268 市町村短期一般所得割額	346 肉牛軽減課標額	424 居住開始年月日2
269 市町村短期軽減所得割額	347 市町村株式上場所得割額	425 住宅控除区分2
270 市町村長期一般所得割額	348 都道府県株式上場所得割額	426 住宅借入金残高2
271 市町村長期特定所得割額	349 市町村肉牛軽減所得割額	427 山林純損失額
272 市町村長期軽課所得割額	350 都道府県肉牛軽減所得割額 351 株式上場所得税額	428 当年山林純損失額
273 市町村長期特別所得割額 274 市町村土地等雑所得割額	352 肉牛軽減所得税額	429 前山林純損失額 430 前々山林純損失額
275 市町村超短期所得割額	352 内午軽減が存代額 353 株式含む合計所得金額	431 株式配当損失額
276 市町村株式所得割額	354 先物取引損失額	432 分離配当所得額
277 市町村商品先物取引所得割額	355 当年先物取引損失額	433 分離配当損通所得額
278 市町村山林所得割額	356 前先物取引損失額	434 所得税分離配当損通所得額
279 市町村退職所得割額	357 前々先物取引損失額	435 投資等税額控除額
280 市町村算出所得割額	358 配当割控除額	436 所得税肉牛軽減課標額
281 市町村配当控除額	359 株式譲渡割控除額	437 所得税分離配当課標額
282 市町村外国税額控除額	360 市町村定率控除後所得割額	438 分離配当課標額
283 市町村調整額	361 都道府県定率控除後所得割額	439 所得稅分離配当所得額
284 市町村特別減税額	362 控除超過額	440 市町村分離配当所得割額
285 市町村定率控除額 286 市町村免税額	363 居住用特定譲渡所得額 364 居住用特定損失額	441 都道府県分離配当所得割額 442 年金本徴収フラグ
287 市町村所得割額	365 市町村株式譲渡配当割控除額	443 年金仮徴収月数
288 市町村端数切捨所得割額	366 都道府県株式譲渡配当割控除額	444 年金仮徴収期別税額
289 市町村特別減税前所得割額	367 市町村65歳以上の特例控除額	445 控除不足反映済額
290 市町村定率控除前所得割額	368 都道府県65歳以上の特例控除額	446 徴収税額特徴分
291 市町村均等割額	369 市町村調整控除額	447 市町村所得割額特徴分
292 市町村民税額	370 都道府県調整控除額	448 市町村均等割額特徴分
293 都道府県総所得所得割額	371 市町村控除不足額	449 都道府県所得割額特徴分
294 都道府県短期一般所得割額	372 都道府県控除不足額	450 都道府県均等割額特徴分
295 都道府県短期軽減所得割額	373 市町村内充当額	451 徴収税額普徴分
296 都道府県長期一般所得割額	374 都道府県内充当額	452 市町村所得割額普徴分
297 都道府県長期特定所得割額	375 市町村外充当額	453 市町村均等割額普徴分
298 都道府県長期軽課所得割額	376 都道府県外充当額	454 都道府県所得割額普徴分
299 都道府県長期特別所得割額 300 都道府県土地等雑所得割額	377 標準税率市町村総所得 378 標準税率市町村山林	455 都道府県均等割額普徴分 456 徴収税額半額年金分
300 都追府県工地等維所停制額 301 都道府県超短期所得割額	379 標準税率市町村退職	457 市町村所得割額半額年金分
302 都道府県株式所得割額	380 標準税率市町村算出所得割	458 市町村均等割額半額年金分
303 都道府県商品先物取引所得割額	381標準税率市町村調整額	459 都道府県所得割額半額年金分
304 都道府県山林所得割額	382 標準税率定率控除前市町村所得割	460 都道府県均等割額半額年金分
305 都道府県退職所得割額	383 標準税率定率控除後市町村所得割額	461 徴収税額年金分

462	市町村所得割額年金分	540	市町村条約適用利子
	市町村均等割額年金分		都道府県条約適用和
464	都道府県所得割額年金分		市町村条約適用配当
	都道府県均等割額年金分		都道府県条約適用西
	標準税率徴収税額特徴分標準税率市町村所得割額特徴分		<u>市町村特例適用利于</u> 都道府県特例適用利
	標準税率市町村均等割額特徴分		市町村特例適用配当
	標準税率都道府県所得割額特徴分		都道府県特例適用西
470	標準税率都道府県均等割額特徴分	548	所得税条約適用利用
	標準税率徴収税額普徴分		所得税条約適用配当
	標準税率市町村所得割額普徴分標準税率市町村均等割額普徴分		所得税条約適用利用
	標準税率都道府県所得割額普徴分		所得税条約適用配当 所得税特例適用利用
	標準税率都道府県均等割額普徴分		所得税特例適用配当
476	標準税率徴収税額半額年金分	554	所得税条約適用利于
	標準税率市町村所得割額半額年金分		所得税条約適用配当
	標準税率市町村均等割額半額年金分		所得税特例適用利用
	標準税率都道府県所得割額半額年金分標準税率都道府県均等割額半額年金分		所得税特例適用配当 条約適用利子等所得
	標準税率徴収税額年金分		条約適用配当等所得
	標準税率市町村所得割額年金分		特例適用利子等所得
	標準税率市町村均等割額年金分		特例適用配当等所得
	標準税率都道府県所得割額年金分		予備金額21
	標準税率都道府県均等割額年金分		予備金額22
	年金内訳切替フラグ		予備金額23
	徴収税額変更フラグ 特徴内訳保有フラグ		予備金額24 予備金額25
489	編集用予備項目		予備金額26
	新生命保険料支払額		予備金額27
	新個人年金保険料支払額	569	予備金額28
	介護保険料支払額		予備金額29
493	予備金額6	571	予備金額30
	予備金額7 予備金額8		
	予備金額9	徴収的	告報
_	予備金額10	項番	
	予備項目6		自治体コード
	予備項目7	2	個人番号
	予備項目8		対象年度
501	予備項目9	4	徴収区分
501 502	予備項目9 予備項目10	4 5	徴収区分 通知書番号
501 502 503	予備項目9 予備項目10 寄附金控除特例分	4 5 6	徴収区分 通知書番号 徴収データ内連番
501 502 503 504	予備項目9 予備項目10	4 5 6 7	徴収区分 通知書番号
501 502 503 504 505 506	予備項目9 予備項目10 寄附金控除特例分 市町村申告特例控除額 都道府県申告特例控除額 予備金額11	4 5 6 7 8 9	徴収区分 通知書番号 徴収データ内連番 徴収データ内サブ連番 事業所個人番号 履歴番号
501 502 503 504 505 506 507	予備項目9 予備項目10 寄附金控除特例分 市町村申告特例控除額 都道府県申告特例控除額 予備金額11 予備金額12	4 5 6 7 8 9	徴収区分 通知書番号 徴収データ内連番 徴収データ内サブ連番 事業所個人番号 履歴番号 サブ履歴番号
501 502 503 504 505 506 507 508	予備項目9 予備項目10 寄附金控除特例分 市町村申告特例控除額 都道府県申告特例控除額 予備金額11 予備金額12 予備金額13	4 5 6 7 8 9 10	徴収区分 通知書番号 徴収データ内連番 徴収データ内サブ連番 事業所個人番号 履歴番号 サブ履歴番号 初期登録業務日時
501 502 503 504 505 506 507 508 509	予備項目9 予備項目10 寄附金控除特例分 市町村申告特例控除額 都道府県申告特例控除額 予備金額11 予備金額12 予備金額13 予備金額14	4 5 6 7 8 9 10 11	徴収区分 通知書番号 徴収データ内連番 徴収データ内捜番 徴収データ内サブ連番 事業所個人番号 履歴番号 サブ履歴番号 初期登録業務日時 更新業務日時
501 502 503 504 505 506 507 508 509 510	予備項目9 予備項目10 寄附金控除特例分 市町村申告特例控除額 都道府県申告特例控除額 予備金額11 予備金額12 予備金額13 予備金額14	4 5 6 7 8 9 10 11 12 13	徵収区分 通知書番号 徵収データ内連番 徵収データ内サブ連番 事業所個人番号 履歴番号 サブ履歴番号 サブ履歴番号 サ刃類登録業務日時 更新業務日時 更新システム日時
501 502 503 504 505 506 507 508 509 510	予備項目9 予備項目10 寄附金控除特例分 市町村申告特例控除額 都道府県申告特例控除額 予備金額11 予備金額12 予備金額13 予備金額14	4 5 6 7 8 9 10 11 12 13	徴収区分 通知書番号 徴収データ内連番 徴収データ内捜番 徴収データ内サブ連番 事業所個人番号 履歴番号 サブ履歴番号 初期登録業務日時 更新業務日時
501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513	予備項目9 予備項目10 寄附金控除特例分 市町村申告特例控除額 都道府県申告特例控除額 予備金額11 予備金額12 予備金額13 予備金額14 予備金額15 予備金額16 予備金額17 予備金額18	4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15	徴収区分 通知書番号 徴収データ内連番 徴収データ内捜番 事業所個人番号 履歴番号 サブ履歴番号 対期登録業務日時 更新システム日時 更新システム日時 更新コンピュータ名 更新コーザID 有効フラグ
501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513	予備項目9 予備項目10 寄附金控除特例分 市町村申告特例控除額 都道府県申告特例控除額 予備金額11 予備金額12 予備金額13 予備金額14 予備金額15 予備金額16 予備金額17 予備金額18 予備金額19	4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16	徴収区分 通知書番号 徴収データ内連番 徴収データ内連番 事業所個人番号 履歴番号 サプ履歴番号 初期登録業務日時 更新システム兄時 更新コンピュータ名 更新コンピュータ名 東新コフピュータ名 カカラグ 決裁状態
501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515	予備項目9 予備項目10 寄附金控除特例分 市町村申告特例控除額 都道府県申告特例控除額 予備金額11 予備金額12 予備金額13 予備金額14 予備金額15 予備金額16 予備金額17 予備金額18 予備金額20	4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17	徴収区分 通知書番号 徴収データ内連番 徴収データ内捜番 事業所個人番号 履歴番号 サブ履歴番号 対期登録業務日時 更新システネム戸時 更新コンピュータ名 更新コーザID 有効フラグ 決裁状態 旧自治体コード
501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515	予備項目9予備項目10寄附金控除特例分市町村申告特例控除額都道府県申告特例控除額予備金額12予備金額13予備金額14予備金額15予備金額16予備金額17予備金額19予備金額20予備項目11	4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18	徴収区分 通知書番号 徴収データ内連番 徴収データ内サブ連番 事業所個人番 履歴番号 サブ履歴番号 初期登録業務日時 更新コンステム日時 更新コンステム日 更新コンピュータ名 更有効ワラグ 決裁状態 旧自知定
501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516	予備項目9 予備項目10 寄附金控除特例分 市町村申告特例控除額 都道府県申告特例控除額 予備金額11 予備金額12 予備金額13 予備金額14 予備金額15 予備金額16 予備金額17 予備金額18 予備金額20	4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20	徴収区分 通知書番号 徴収データ内連番 徴収データ内サブ連番 事業所個人番号 履歴番号 サブ履歴番号 対期登録業務日時 更新システム日時 更新コンピュータ名 更新コーザID 有効フラグ 決裁状態 旧自治体コード
501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518	予備項目9 予備項目10 寄附金控除特例分 市町村申告特例控除額 都道府県申告特例控除額 予備金額11 予備金額12 予備金額13 予備金額15 予備金額15 予備金額16 予備金額17 予備金額17 予備金額19 予備金額19 予備金額20 予備項目11	4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21	徴収区分 通知書号 徴収データ内連番 事履歴報子 号 初更新 325 日時 更新 325 日時 東新 325 日 東新 325 日 東京 425
501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520	予備項目9 予備項目10 寄附金控除特例分 市町村申告特例控除額 都道府県申告特例控除額 予備金額12 予備金額3 予備金額4 予備金額15 予備金額16 予備金額17 予備金額18 予備金額19 予備金額20 予備項目11 予備項目12 予備項目13 予備項目14 予備項目15	4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23	徴収区分 通知書号 徴収データ内連番 事履歴報子 号 7 期 景 番 更新 新 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521	予備項目9 予備項目10 寄附金控除特例分 市町村申告特例控除額 都道府県申告特例控除額 予備金額12 予備金額3 予備金額4 予備金額15 予備金額16 予備金額17 予備金額18 予備金額19 予備金額20 予備項目11 予備項目12 予備項目14 予備項目15 予備項目16	4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24	徴収区分 通知書号 徴収データ内連番 養収データ内サブ連番 下の個人番 下の個人番号 を展歴登録等日 更新が次テム日時 更新がステネム日時 更新がテンデューザID 有効ワラグ は民税事用のと表 に関連に対している を は民税事具動 は民税異動事由コート は民税異動事由コート
501 502 503 504 505 506 507 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522	予備項目9予備項目10寄附金控除特例分市町村申告特例控除額都道府県申告特例控除額予備金額11予備金額12予備金額13予備金額15予備金額16予備金額17予備金額18予備金額19予備金額20予備項目11予備項目12予備項目15予備項目15予備項目16予備項目17	4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25	徴収区分 通知書子 徴収データ内サブ連番 事履歴所 履歴を を を を を を を を を を を を を を を を を を を
501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 520 521 522 523	予備項目9 予備項目10 寄附金控除特例分 市町村申告特例控除額 都道府県申告特例控除額 予備金額12 予備金額13 予備金額15 予備金額16 予備金額17 予備金額18 予備金額20 予備項目11 予備項目12 予備項目15 予備項目16 予備項目17 予備項目18	4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26	徴収区分 通知書号 徴収データ内連番 事履収データ内サデ連番 を 下の内サデータ内サデ連号 を を を を を を を を を を を を を を を を を を を
501 502 503 504 505 506 507 508 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 520 521 522 523 524	予備項目9 予備項目10 寄附金控除特例分 市町村申告特例控除額 都道府県申告特例控除額 予備金額12 予備金額13 予備金額15 予備金額16 予備金額17 予備金額18 予備金額20 予備項目11 予備項目12 予備項目14 予備項目15 予備項目17 予備項目18 予備項目19	4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27	徴収区分 通知等・
501 502 503 504 505 506 507 508 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525	予備項目9 予備項目10 寄附金控除特例分 市町村申告特例控除額 都道府県申告特例控除額 予備金額12 予備金額13 予備金額15 予備金額16 予備金額17 予備金額18 予備金額20 予備項目11 予備項目12 予備項目15 予備項目16 予備項目17 予備項目18	4 55 66 77 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28	徴収区分 通知書号 徴収データ内連番 事履収データ内サデ連番 を 下の内サデータ内サデ連号 を を を を を を を を を を を を を を を を を を を
501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527	予備項目9 予備項目10 寄附金控除特例分 市町村申告特例控除額 都道府県申告特例控除額 予備金額11 予備金額12 予備金額13 予備金額15 予備金額15 予備金額16 予備金額17 予備金額18 予備金額19 予備項目11 予備項目11 予備項目12 予備項目11 予備項目15 予備項目15 予備項目17 予備項目17 予備項目17 予備項目17 予備項目19 予備項目19 条約適用利子等所得額	4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	徴収区分 通知収示・ラウカサデ・ラウカサデ・ラウカサデ・ラウカサデ・ラウカサデ・ラウカサデ・ラウカサデ・アウカサデ・アラッカの 東西 大力 東 大
501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 526 527 528	予備項目9 予備項目10 寄附金控除特例分 市町村申告特例控除額 都道府県申告特例控除額 予備金額12 予備金額12 予備金額15 予備金額15 予備金額15 予備金額16 予備金額18 予備金額19 予備項目11 予備項目12 予備項目12 予備項目12 予備項目12 予備項目15 予備項目15 予備項目17 予備項目17 予備項目18 予備項目18 予備項目19 条約適用利子等所得額 特例適用利子等所得額	4 55 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	徴収区分 通知収示・一ク内サブ・一ク内サブ・一ク内サブ・一ク内サブ・一ク内サブ・一ク内サブ・一ク内サブ・一ク内サブ・一分内サブ・一分内サブ・一分内サブ・一分内サブ・一分内サブ・一分内サブ・一分内・一分で、一分の一分で、一分の一分で、一分の一分で、一分の一分で、一分の一分で、一分の一分で、一分の一分で、一分の一分で、一分の一分で、一分の一分の一分の一分の一分の一分の一分の一分の一分の一分の一分の一分の一分の一
501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 529 520 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 520 520 520 520 520 520 520 520	予備項目9 予備項目10 寄附金控除特例分 市町村申告特例控除額 都道府県申告特例控除額 予備金額12 予備金額13 予備金額15 予備金額16 予備金額17 予備金額19 予備金額20 予備項目11 予備項目12 予備項目13 予備項目15 予備項目16 予備項目17 予備項目18 予備項目19 予備適期利子等所得額 特例適用和子等所得額 特例適用和司当等所得額 特例適用和配当等所得額	4 55 66 77 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32	徴収区分 通復収でする。 事履だのでは、 一方の内サブ・ラウトのサブ・ラウトのサブ・ラウトのサブ・ラウトのサブ・ラウトのサブ・ラウトのサブ・ラウトのサブ・ラウトのサブ・アの一のでは、 一般でである。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。
501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 527 528 529 530 530 540 550 550 550 550 550 550 55	予備項目9 予備項目10 寄附金控除特例分 市町村申告特例控除額 都道府県申告特例控除額 予備金額12 予備金額12 予備金額15 予備金額15 予備金額16 予備金額16 予備金額18 予備金額18 予備金額19 予備項項目11 予備項項目11 予備項項目12 予備項項目12 予備項項目12 予備項項目15 予備項項目15 予備項項目18 予備項目17 予備項項目18 予備項目19 予備項目19 予備項目10 条約約適用配当等所得額 特例適用配当等所得額	4 55 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33	徴収区分 通知収示・一ク内サブ・一ク内サブ・一ク内サブ・一ク内サブ・一ク内サブ・一ク内サブ・一ク内サブ・一ク内サブ・一月で展立を一般で展立を表示して、一方の中の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の
501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 527 528 529 530 531 531 541 551 551 551 551 551 551 55	予備項目9 予備項目10 寄附金控除特例分 市町村申告特例控除額 都道府県申告特例控除額 予備金額12 予備金額12 予備金額15 予備金額15 予備金額16 予備金額16 予備金額18 予備金額18 予備金額19 予備項項目11 予備項項目11 予備項項目12 予備項項目12 予備項項目12 予備項項目15 予備項項目15 予備項項目17 予備項項目18 予備項目18 予備項目18 予備項目19 予備項目19 予條項目10 条約約適周用配当等所得額 特例適周用配当等所得額 条約適用和引出等損通所得額	4 55 66 77 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34	徴収区分 通徴収定 事履だ でを を では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
501 502 503 504 505 506 507 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 533 533 533 533 533 533	予備項目9 予備項目10 寄附金控除特例分 市町村申告特例控除額 都道府県申告特例控除額 予備金額12 予備金額12 予備金額15 予備金額15 予備金額16 予備金額16 予備金額18 予備金額18 予備金額19 予備項項目11 予備項項目11 予備項項目12 予備項項目12 予備項項目12 予備項項目15 予備項項目15 予備項項目18 予備項目17 予備項項目18 予備項目19 予備項目19 予備項目10 条約約適用配当等所得額 特例適用配当等所得額	4 55 66 77 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 31 32 33 34 35	徴収区分 通徴収定 事履形 でを を でを でを でを でを でを でを でを でを
501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 533 531 533 534 533 534 533 534 535 536 537 538 539 539 539 539 539 539 539 539	予備項目10 寄附金控除特例分 市町村中島中告特例控除額 都道府銀11 予備金額12 予備金額13 予備金額15 予備金額15 予備金額16 予備金額17 予備金額18 予備金額19 予備金額19 予備項項目11 予備項項目12 予備項項目12 予備項項目15 予備項項目15 予備項項目16 予備項項目17 予備項項目17 予備項項目17 予備項項目17 予備項項目18 予備項項目19 予備項項目19 予備項項目19 予備項項目19 予條項項目19 予修可項目19 予條項項目19 予條項項目19 予條項項目19 予條項項目19 予條項項目19 予條項項目19 予條項項目19 予條項項目19 予條項項項目19 予條項項項目19 予條項項項目19 予條項項項目19 予條項項項目19 予條項項項目19 予條項項項目19 予條可項項項目19 予條項項項目19 予條項項項目19 予條可項項目19 予條可項項目19 予修可項項目19 予修可項項目19 予條可項項目19 予條可項項目19 予條可項項目19 予條可項項目19 予條可項項目19 予修可項項目19 予修可項項目19 予解項項目19 予解項項目19 予解項項項目19 予條可項項目19 予解項項目19 予解項項目19 予解項項項目19 予解可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可	4 55 66 77 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 31 32 33 34 35 36 36 36 36 36 36 36 36 36 36 36 36 36	徴収区分 通徴収定 事履だ でを を では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 530 530 530 540 550 550 550 550 550 550 55	予備項目10 寄附金控除特例分 市町村中島中告特例控除額 都道府銀11 予備金額12 予備金額13 予備金額15 予備金額15 予備金額16 予備金額17 予備金額18 予備金額19 予備金額19 予備項項目11 予備項項目12 予備項項目12 予備項項目15 予備項項目15 予備項項目17 予備項項目17 予備項項目17 予備項項目17 予備項項目17 予備項項目19 予備項項目19 予備項項目19 予備項項目19 予備項項目19 予備項項目19 予備項項目19 条約適適用利配当等所得額 特例適用用配当等所得額 特例適用配引子等損通所得額 特例適用配当等損過所得額 特例適用和引手等損過所得額 特例適用和引手等損過所得額 特例適用和引手等課標額	4 55 66 77 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 26 27 28 29 30 31 33 31 32 33 33 34 35 36 37 37 38 38 38 38 38 38 38 38 38 38 38 38 38	徴収回の 通復収すずである。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 531 531 531 531 531 531 531	予備項目10 寄附金控除特例分 市町村申告特例控除額 都道府県申告特例控除額 予備金額12 予備金額13 予備金額15 予備金額15 予備金額16 予備金額16 予備金額19 予備金額19 予備項目11 予備項目112 予備項目113 予備項目115 予備項目15 予備項目17 予備項目17 予備項目17 予備項目17 予備項目17 予備項目18 予備項目19 予備項目19 条約適適用利配当等所得額 条約適適用利配当等損通所得額 条約適適用利引当等損通所得額 条約適用利引当等課標額 特例適適用利当等等課標額 特例適用利子等課標額 条約適用利子等課標額 条約適用利子等課標額 条約適用利子等課標額	4 55 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 27 28 29 30 31 33 34 35 36 37 38 39 39 39 39 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30	徴収回の金融のでは、
501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 531 531 532 533 533 533 533 533 534 535 536 537	予備項目10 寄附金控除特例分 市町村中島等特例控除額 都道府県申告特例控除額 予備金額12 予備金額13 予備金額15 予備金額15 予備金額16 予備金額16 予備金額19 予備金額19 予備項目112 予備項目112 予備項項目12 予備項項目12 予備項項目15 予備項項目17 予備項項目17 予備項項目18 多等情項面用利当等所得額 特例適面用利配当等損通所得額 条約適用配到等等損通所得額 特例的適用和配当等課標額 特例適用和配当等課標額 特例適用和配当等課標額 特例適用和配当等課標額 特例適用和配当等課標額 特例適用和配当等課標額 特例適用和配当等課標額 特例適用和配当等課標額	4 55 66 77 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 33 34 35 36 37 38 39 39 39 39 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30	徴収回の
501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 537 538	予備項目10 寄附金控除特例分 市町村申告特例控除額 都道府県申告特例控除額 予備金額12 予備金額13 予備金額15 予備金額15 予備金額16 予備金額16 予備金額19 予備金額19 予備項目11 予備項目112 予備項目113 予備項目115 予備項目15 予備項目17 予備項目17 予備項目17 予備項目17 予備項目17 予備項目18 予備項目19 予備項目19 条約適適用利配当等所得額 条約適適用利配当等損通所得額 条約適適用利引当等損通所得額 条約適用利引当等課標額 特例適適用利当等等課標額 特例適用利子等課標額 条約適用利子等課標額 条約適用利子等課標額 条約適用利子等課標額	4 55 66 77 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 39 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40	徴収回の金融のでは、

540	市町村条約適用利子等所得割額
541	
542	
	都道府県条約適用配当等所得割額
544	市町村特例適用利子等所得割額
545	
546	
	都道府県特例適用配当等所得割額
	所得税条約適用利子等限度税率
	所得税条約適用配当等限度税率
	所得税条約適用利子等損通所得額
551	所得税条約適用配当等損通所得額
552	所得税特例適用利子等損通所得額
553	所得税特例適用配当等損通所得額
554	所得税条約適用利子等課標額
555	所得税条約適用配当等課標額
556	所得税特例適用利子等課標額
557	所得税特例適用配当等課標額
558	条約適用利子等所得税額
559	条約適用配当等所得税額
560	特例適用利子等所得税額
561	特例適用配当等所得税額
562	予備金額21
563	予備金額22
564	予備金額23
565	予備金額24
566	予備金額25
567	予備金額26
568	予備金額27
	予備金額28
	予備金額29
571	予備金額30

1玖4以	
項番	項目名
1	自治体コード
2	個人番号
3	対象年度
4	徴収区分
5	通知書番号
6	徴収データ内連番
	徴収データ内サブ連番
8	事業所個人番号
9	履歴番号
10	サブ履歴番号
	初期登録業務日時
12	更新業務日時
	更新システム日時
14	更新コンピュータ名 更新ユーザID
15	更新ユーザID
16	有効フラグ
	決裁状態
	旧自治体コード
	履歴判定
	決議年月日
	住民税受給者番号
22	普徴事業所番号
	住民税異動区分コード
	住民税異動事由コード1
	住民税異動事由コード2
26	異動年月日
	還付加算用住民税更正事由
	法定納期限等
	変更開始月期
	徴収済月期
	併徴普徴変更期
	併徴普徴徴収済期
33	随時処理フラグ
	差引課税額
	既課税額
	期別06月01期税額
37	賦課年度01
	納期限01 期別07月02世野節
	期別07月02期税額
	賦課年度02 納期限02
	科男阪UZ 抽 別 N R B N R B B B B B B B B B B B B B B B

43	賦課年度03
	納期限03
45	期別09月04期税額
46	賦課年度04
47	納期限04
	期別10月05期税額
	賦課年度05
	納期限05
	期別11月06期税額
	賦課年度06
	納期限06
	期別12月07期税額
	賦課年度07
	納期限07
	期別01月08期税額
	賦課年度08
	納期限08
	期別02月09期税額
61	賦課年度09
	納期限09
63	期別03月10期税額
64	賦課年度10
65	納期限10
66	期別04月11期税額
67	賦課年度11
	納期限11
	期別05月12期税額
	賦課年度12
	納期限12
	期別13期税額
	賦課年度13
	納期限13
	期別14期税額
	賦課年度14
	納期限14
	期別15期税額
	賦課年度15
	納期限15
	期別16期税額
	賦課年度16
	納期限16
84	期別17期税額
85	賦課年度17
86	納期限17
	期別18期税額
88	賦課年度18
89	納期限18
90	退避用履歴判定
91	収納過年度更正フラグ
	充当額
	還付額
	期別06月01期充当
95	
	期別08月03期充当
97	
	期別10月05期充当
	期別11月06期充当
	期別12月07期充当
	期別01月08期充当
	期別02月09期充当
	期別03月10期充当
	期別04月11期充当
	期別05月12期充当
	期別13期充当
100	
	期別15期充当
	期別16期充当
	期別17期充当
	期別18期充当
	返戻01期
	返戻課税年度01
	返戻納期限01
	返戻02期
	返戻課税年度02
	返戻納期限02
118	返戻03期
	返戻課税年度03
	返戻納期限03

121	返戻04期
122	返戻課税年度04
123	返戻納期限04
	返戻05期
125	返戻課税年度05
126	返戻納期限05
127	差引課税額年金分
128	期別06月01期税額年金分
129	期別07月02期税額年金分
130	期別08月03期税額年金分
131	期別09月04期税額年金分
132	期別10月05期税額年金分
133	徴収税額特徴内訳分
134	市町村所得割額特徴内訳分
135	市町村均等割額特徴内訳分
136	都道府県所得割額特徴内訳分
137	都道府県均等割額特徴内訳分

扶養情報

項番	項目名		
1	自治体コード		
2	履歴番号		
3	サブ履歴番号		
4	個人番号		
5	対象年度		
6	初期登録業務日時		
7	更新業務日時		
8	更新システム日時		
9	更新コンピュータ名		
10	更新ユーザID		
11	有効フラグ		
12	決裁状態		
	旧自治体コード		
14	処理状況コード		
15	決議フラグ		
16	最新判定		
17	仮最新判定		
18	退避最新判定		
19	通番		
	決議用処理年月日		
	決議年月日		
	世帯外区分該当コード		
23	扶養者個人番号		
	配偶者個人番号		
25	扶養専従区分該当コード		
26	扶養区分該当コード		
27	障害者区分該当コード		
	同居特障区分該当コード		
	同居老人区分該当コード		
	専従区分該当コード		
31	専従申告区分該当コード		
	専従者給与入力フラグ		
	専従者給与所得額		
	合計所得入力フラグ		
	合計所得金額		
	決議起因決議用処理年月日		
37	株式含む合計所得金額		

宛名情報

項番	項目名
1	自治体コード
	個人番号
3	履歴番号
4	サブ履歴番号
5	初期登録業務日時
6	更新業務日時
7	更新システム日時
	更新コンピュータ名
9	更新ユーザID
10	有効フラグ
11	決裁状態
12	旧自治体コード
	現居住地区コード
	使用業務コード
	同定フラグ
16	住民区分

17	住民日
18	住民届出日
	住定日
	実定日 個人法人区分
	法人種別区分
23	共有者フラグ
	世帯番号
	世帯主氏名か
	世帯主氏名漢字 氏名計
	氏名漢字
	編集済氏名カナ
30	編集済氏名漢字
	旧氏名かけ旧氏名漢字
	検索用氏名カナ
	検索用氏名漢字
	検索用旧氏名計
	検索用旧氏名漢字 国籍コード
	現住所郵便番号
39	現住所コード
	現住所県名付加区分
	現住所 現住所地番
	現住所方書かけ
44	現住所方書漢字
	現住所部屋番号
	現住所前漢字地番数値 現住所地番数値1
	現住所地番数値2
	現住所地番数值3
	現住所後漢字地番数値
	現住所行政区コート。現住所自治会コート。
	現住所町内会コート
54	現住所小学校区コード
	現住所中学校区コート
_	本籍地住所 転出先郵便番号
	転出先住所コート
59	転出先住所
	転出先地番
	転出先方書カナ 転出先方書漢字
	転出先部屋番号
	転出先前漢字地番数値
	転出先地番数値1
	転出先地番数値2 転出先地番数値3
	転出先後漢字地番数値
69	転入前住所郵便番号
	転入前住所コード 転入前住所
	転入前住所 転入前住所地番
73	転入前住所方書カナ
	転入前住所方書漢字
	転入前部屋番号 宛名郵便番号
_	宛名住所コード
	宛名県名付加区分
	宛名住所
	宛名地番 宛名方書計
	宛名方書漢字
83	宛名部屋番号
	宛名前漢字地番数値
	宛名地番数値1 宛名地番数値2
	死名地番数值2 宛名地番数值3
88	宛名後漢字地番数値
	宛名行政区コート・
	宛名自治会コード 宛名町内会コード
	宛名町内会コート 宛名小学校区コード
93	宛名中学校区コード
	宛名住所変更フラグ

95	生年月日
96	生年月日不詳フラグ
97	元号フラグ
	性別区分
99	続柄コード
100	続柄名称漢字
101	外国人通称氏名計
102	外国人通称氏名漢字
	外国人本名計
104	外国人本名
105	宛名消除区分
	亡者フラグ
107	宛名異動事由コード
	異動日
109	異動届出日
	宛名増減事由コード
	增減異動日
	記載順位
	混合世帯番号
	任意世帯番号
	親事業所コード
	特徴指定番号
117	共有者人数
	法人代表者氏名漢字
	登録資格区分
	個人履歴番 号
121	宛名ソートキー

(別紙	Ⅱ -5-1) 番号法第1:	9条第7号別	表第2に定める情報照会者
No.	情報照会者	法令上の 根拠 (項番)	提供先における用途 (別表第二の第2欄に揚げる事務)
1	厚生労働大臣	1	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康 保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	全国健康保険協会	2	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	健康保険組合	3	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
4	厚生労働大臣	4	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員 保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
5	全国健康保険協会	6	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規 定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の 規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって 主務省令で定めるもの
6	都道府県知事	8	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児 入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給 に関する事務であって主務省令で定めるもの
7	都道府県知事	9	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務 省令で定めるもの
8	市町村長	11	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通 所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給 又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	都道府県知事又は市 町村長	16	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務 省令で定めるもの
10	市町村長	18	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令 で定めるもの
11	市町村長	20	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置 又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
12	都道府県知事	23	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に 関する事務であって主務省令で定めるもの
13	都道府県知事等	26	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	市町村長	27	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による 地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
15	都道府県知事	28	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による 地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
16	厚生労働大臣又は共 済組合等	29	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による 地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
17	公営住宅法第二条第 十六号に規定する事 業主体である都道府 県知事又は市町村長	31	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるも の
18	日本私立学校振興· 共済事業団	34	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事 務であって主務省令で定めるもの
19	厚生労働大臣又は共 済組合等	35	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務で あって主務省令で定めるもの

20	文部科学大臣又は都 道府県教育委員会	37	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため 必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの
21	都道府県教育委員会 又は市町村教育委員 会	38	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主 務省令で定めるもの
22	国家公務員共済組合	39	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
23	国家公務員共済組合 連合会	40	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法 による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
24	市町村長又は国民健 康保険組合	42	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
25	厚生労働大臣	48	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
26	市町村長	53	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置 又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
27	住宅地区改良法第二 条第二項に規定する 施行者である都道府 県知事又は市町村長	54	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
28	都道府県知事等	57	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で 定めるもの
29	地方公務員共済組合	58	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省 令で定めるもの
30	地方公務員共済組合 又は全国市町村職員 共済組合連合会	59	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する 施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定める もの
31	市町村長	61	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
32	市町村長	62	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
33	都道府県知事	63	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに 関する事務であって主務省令で定めるもの
34	都道府県知事又は市 町村長	64	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
35	都道府県知事等	65	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主 務省令で定めるもの
36	厚生労働大臣又は都 道府県知事	66	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
37	都道府県知事等	67	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別 障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当 の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
38	市町村長	70	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
39	厚生労働大臣又は都 道府県知事	71	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

40	市町村長(児童手当法 第十七条第一項の表 の下欄に掲げる者を 含む。)	74	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省 令で定めるもの
41	後期高齢者医療広域 連合	80	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険 料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
42	厚生労働大臣	84	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険 の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関す る事務であって主務省令で定めるもの
43	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条賃貸用に規定する賃貸を行った。 の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	85 <i>0</i> 02	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する 事務であって主務省令で定めるもの
44	都道府県知事等	87	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるも の
45	厚生労働大臣	91	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
46	平成八年法律第八十 二号附則第三十二条 第二項に規定する存 続組合又は平成八年 法律第八十二号附則 第四十八条第一項に 規定する指定基金	92	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支 給に関する事務であって主務省令で定めるもの
47	市町村長	94	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に 関する事務であって主務省令で定めるもの
48	都道府県知事又は保 健所を設置する市の 長	97	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担 又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
49	厚生労働大臣	101	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農 林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定 により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給 付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
50	農林漁業団体職員共済組合	102	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
51	独立行政法人農業者 年金基金	103	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
52	独立行政法人日本学 生支援機構	106	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
53	厚生労働大臣	107	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付 金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
54	都道府県知事又は市 町村長	108	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支 援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で 定めるもの
55	文部科学大臣、都道 府県知事又は都道府 県教育委員会	113	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する 事務であって主務省令で定めるもの

56	厚生労働大臣	114	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
57	平成二十三年法律第 五十六号附則第二十 三条第一項第三号に 規定する存続共済会	115	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務で あって主務省令で定めるもの
58	市町村長	116	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
59	厚生労働大臣	117	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給 に関する事務であって主務省令で定めるもの
60	都道府県知事	120	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事 務であって主務省令で定めるもの

		法令上	
No.	移転先	の根拠 (項番)	移転先における用途
1	障害福祉課	8	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費 肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費 の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の 徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	子育て相談課	9	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の 実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	生活福祉1課・2課	15	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
	納税課 国民健康保険課 国保収納課	16	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事 税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税若しくは特別法人事業税の賦課税収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する 事務であって主務省令で定めるもの
5	住宅政策課	19	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	国民健康保険課 国保収納課	30	国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事 務であって主務省令で定めるもの
7	住宅政策課	35	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又に 収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	子ども育成課	37	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	長寿支援課	41	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定める。
10	子ども育成課	45	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で 定めるもの
11	障害福祉課	46	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
12	障害福祉課	47	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
13	地域保健センター	49	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	子ども育成課	56	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定め るもの
15	高齢者保険事業室	59	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又 は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
16	生活福祉1課・2課	63	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配係者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
17	介護保険課	68	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
18	地域保健センター	76	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
19	障害福祉課	84	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の 支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
20	子ども育成課 保育入所課	94	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設 等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省 令で定めるもの

(別紐	(別紙Ⅱ−5−3) 川口市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に定める事務				
No.	移転先	移転先における事務			
1	生活福祉1課・2課	法別表第2の26の項第2欄の事務に準ずる事務であって、生活に困窮する日本の国籍を有しない者に 対するもの			
2	介護保険課	介護保険法による居宅サービス等を利用する被保険者が負担すべき額の一部を補助する事務であって 規則で定めるもの			
3	障害福祉課	川口市障害者福祉手当支給条例による福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの			
4	障害福祉課	川口市重度心身障害者医療費の助成に関する条例による受給資格の登録及び医療費助成金の支給に 関する事務であって規則で定めるもの			
5	子ども育成課	川口市子ども医療費の支給に関する条例による受給資格の登録及び医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの			
6	子ども育成課	川口市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例による受給者証の交付及び医療費の支給に関する 事務であって規則で定めるもの			
7	地域保健センター	不妊治療費助成金に関する事務であって規則で定めるもの			
8	住宅政策課	市単独住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの			
9	指導課 学校保健課	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの			

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7, リスク1®を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

個人住民税課税ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

1 住民からの入手

- ①住民からの申告等情報入手の際は、申告書に本人の住所・氏名(漢字・カナ)・生年月日を記入して もらう。その際、窓口対応者が記入方法の指導と内容の確認を行い、誤りのないようにする。
- ②住民からの情報入手に当たっては、対象以外の情報を入手することのないよう、本人の個人番号 カード又は通知カード、及び番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律施行令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施 |行規則に定めるもの(以下「身分証明書等」という。)の確認を厳格に行う。なお、申請者が代理人であっ ても、当該申告書等に記入する内容が申請者本人の情報であることを事前に注意喚起する。
- ③給与支払報告書等本人以外より提出のあった申告等情報や他市町村から回送された申告等情報 について、当市の住民基本台帳と4情報が適合するか確認し、対象者であるか判断している。なお、課 税対象情報と紐付かない者は、調査を行い、他自治体での課税対象者と判明した場合は速やかに資料 を回送する。(資料の紛失等回避のため、回送の履歴としてコピーを保管する。)

対象者以外の情報の入手を 防止するための措置の内容

2. eLTAX・国税連携システムからの入手

当市の住民基本台帳と4情報が適合するか確認し、対象者であるか判断している。課税対象情報と紐 付かない者は、調査を行い、他市町村での課税対象者と判明した場合は速やかに他市町村へ回送す る。(資料の紛失等回避のため、回送の履歴をシステム内に記録するとともに、紙へ出力して保管す る。)

3. 他部署からの入手

対象者の宛名番号および氏名、生年月日、住所、性別等を正確に伝達し、別人と誤ることのないよう - 意性を確保した照会・回答を行う。

4. 他市町村からの入手

住登外課税者を課税した場合の通知(地方税法294条の3項通知)の記載内容と対象者情報を照合 し、一意性に疑問がある場合は、通知元市町村への問い合わせにより確認する。

1. 住民からの入手

- ①住民からの申告情報の入手については、賦課に必要な情報のみを記入する様式にしており、必要 な情報以外は入手しないようにしている。
- ②窓口対応者が記入方法の指導と内容の確認を行い、届出又は申請人が誤って不要な情報を記載 することがないようにしている。
- ③住民以外からの申告等情報については、あらかじめ法令等により定められた様式で提出させること で、必要な情報以外の情報を入手しないようにしている。

とを防止するための措置の内 容

必要な情報以外を入手するこ2. eLTAX・国税連携システムからの入手

住民がeLTAX・国税連携システムを利用する場合、賦課に必要な情報のみを入力する様式にしてお り、必要な情報以外は入手しないようになっている。

- 3. 他部署からの入手
- ①研修等により、業務に不要な個人情報の入手をしないよう周知徹底を行う。
- ②書面により照会または回答を行う場合は、不要な情報を照会または回答しないよう、その都度決裁 により確認する。
- 4. 他市町村からの入手

適正な書式を使用して、不要な情報を照会または回答しないよう、その都度決裁により確認する。

その他の措置の内容

十分である

<選択肢>
1) 特に力を入れている
3) 課題が残されている

2) 十分である

リスクへの対策は十分か

1

リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク							
リスクに対する措置の内容	・住民からの申告等情報は、賦課の資料となる旨を説明した上で取得している。 ・電子データで提出される申告等情報は、eLTAX・国税連携システムの専用回線を介して入手している。 ・紙媒体や電子記録媒体により提出または回送される申告等情報は、市民税課を郵送先としている。 また、申告書を配布する際には、予め提出先を印刷した返信用封筒を同封している。 ・庁内又は他市町村から情報を入手する際、番号法に規定された事務を行う者以外は情報照会できない。						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
リスク3: 入手した特定個人	リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク						
入手の際の本人確認の措置 の内容	・住民からの情報入手の際は、身分証明書等の提示により本人確認を行う。 ・窓口で本人の代理人が申告書等を提出する場合は、委任状の確認を行うとともに、代理人の本人確認を行う。 ・住民以外から提出される申告等情報は、提出元が本人に個人番号および4情報の確認を行う。内容に不備等がある場合には、提出元に確認する。						
個人番号の真正性確認の措置の内容	・提出された申告等情報の個人番号と課税対象者情報の個人番号を突合させることで、個人番号の真正性の確認を行う。 ・住登外課税者について課税対象者情報と突合しなかった場合は、4情報に基づき住基ネットに照会し、 真正性を確認する。						
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・入手した情報は、窓口での聞き取りや添付書類との照合等により正確性を確保している。 ・事務処理を行った際は、別の職員が処理内容を確認することで誤処理等を防止する。 ・正確性に疑義が生じた場合は証明書等の添付や各機関への照会、あるいは税務調査を行い、適宜修 正することで正確性を確保している。						
その他の措置の内容	_						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
リスク4: 入手の際に特定個	人情報が漏えい・紛失するリスク						
リスクに対する措置の内容	・受付窓口には衝立を設置し、隣席から提出書類等が見えないようにしている。また、待合スペースからは適当な距離を確保している。 ・紙媒体及び電子媒体により提出された申告等情報は、情報ごとに分類して保管庫で施錠管理している。 ・eLTAX・国税連携システムによる申告等情報は、専用回線を介して入手している。システム用端末は、ログイン用のユーザIDとパスワードを設定している。 ・電子記録媒体等の外部媒体は、保管庫で施錠管理し、利用時には利用簿へ記載して管理者の許可を得てから利用している。また、媒体にパスワードを設定して容易に内容を開封できないようにしている。・業務端末は、外部との接続をしていない。また、川口市情報セキュリティ対策基準に基づき外部記録媒体の接続を制限しているため、データの持ち出しはできない。さらに、業務端末における操作については職員ごとに付与されたユーザIDに紐付くアクセスログが記録されている。						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							
_							

3. 特定個人情報の使用					
リスク1: 目的を超えた紐付け	ナ、事務に必要のない情報との	紐付けが行	テわれるリスク		
宛名システム等における措置 の内容	宛名システム等においては、 ら特定個人情報へのアクセス				
事務で使用するその他のシ ステムにおける措置の内容					
その他の措置の内容	情報セキュリティポリシーに貝 び研修を実施する。	――――― 川し、特定個	 人情報を取り扱う者に対して	に情報セキュリティに関する教育及	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
リスク2: 権限のない者(元職	戦員、アクセス権限のない職員等	等)によって			
ユーザ認証の管理	[行っている]		<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない	
具体的な管理方法	端末使用時にユーザIDによる識別と、パスワード設定されたICカードによる認証を実施しており、個人住民税システムにおいても利用職員を特定し、個人ごとにユーザID、パスワードを付与することで不正利が行えない対策を実施している。				
アクセス権限の発効・失効の 管理	[行っている]		<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない	
具体的な管理方法	・市民税課長が、業務ごとにアクセスできる権限を決め、システムに反映させている。・人事異動等によりアクセス権限の変更を行った際は、変更した内容を帳票に出力し、アクセス権を再確認している。				
アクセス権限の管理	[行っている]		<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない	
具体的な管理方法	異動退職等があった際に、ユなったユーザIDやアクセス権関			確認し、業務上アクセスが不要と	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1)記録を残している	2) 記録を残していない	
具体的な方法	・操作履歴(アクセスログ・操作・操作者による認証から認証				
その他の措置の内容	-				
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
リスク3: 従業者が事務外で	使用するリスク				
リスクに対する措置の内容	全職員を対象とした情報セキ	ュリティ研修	多を実施している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
リスク4: 特定個人情報ファイ	イルが不正に複製されるリスク				
リスクに対する措置の内容	システム上、管理権限を与え	られた者以	外、情報の複製を行えない(士組みとする。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
特定個人情報の使用における	るその他のリスク及びそのリスク	クに対する打			
	にあたり、以下の措置を講じる て、長期間にわたり本人確認情 から見えない位置に置く。		·せない。		

4. 特	寺定個人情報ファイル の	の取扱いの)委託			[]委託しない
委託 委託 委託	先による特定個人情報の 先による特定個人情報の 先による特定個人情報の 契約終了後の不正な使用 託に関するリスク)不正な提供)保管・消去	tに関するリスク に関するリスク	リスク		
情報化	保護管理体制の確認	個人情報係 ・入札の通 な措置を請	呆護や対策を目的と 知を発送する際に、 もじ、適正な管理を行	して公共機個人情報(うことを書	機の認定・認証を取得してい の保護に関する法律等を遵 [∙] 面にて通知している。	†の策定、プライバシーマーク等のいるか等を確認している。 守し、個人情報の保護に関し必要 事者名簿を提出することとしてい
	個人情報ファイルの閲覧 新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1)制限している	2) 制限していない
	具体的な制限方法	·秘密保持	7―ドにより制限して「 契約を本契約とは別 ュリティポリシーの邁	途締結し		
特定化いの記	個人情報ファイルの取扱 記録	[]	記録を残している]	<選択肢> 1)記録を残している	2) 記録を残していない
	具体的な方法		(アクセスログ・操作 よる認証から認証解		ドでの間、監査証跡の記録を	行う。
特定值	個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	委託先から他者への 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法	秘密保持	契約により提供を禁」	上している		2/ 200 (00
	委託元と委託先間の 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法	秘密保持	契約により提供を禁」	上している		
特定值	個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	消去の委詞	そはしていない。(情:	報資産は和	泌密保持契約により返還する	ら旨規定されている)
	契約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	規定の内容	・再委託の ・情報資産 ・事故発生 ・情報資産	秘密保持に関する事禁止又は制限に関する事の第三者への提示で時における報告義系の保護状況の検査で 項の定めに違反した。	する事項 の禁止に関 路に関する の実施に関	事項	損害賠償に関する事項
	託先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[-	十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行ってい 3) 十分に行っていない	いる 2)十分に行っている 4)再委託していない
	具体的な方法	て約定し、		外に関する	行為について委託者が全て	委託者が市の指示する事項につい の責任を負うことを定めている。
その作	他の措置の内容	_				
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
特定值	個人情報ファイルの取扱	いの委託に	おけるその他のリス	ク及びその	Dリスクに対する措置	
_						

5. 特	定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供ネットワー	-クシステ』	ムを通じた提供を除く。)	[]提供・移転しない	
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク						
特定値 の記録	固人情報の提供・移転 も	[記録を残している]	<選択肢> 1)記録を残している	2) 記録を残していない	
	具体的な方法		記録されるか	土組みとなっている。また、庁	特定個人情報をいつ誰に対し何の 内連携システムでは、番号法及び ないようにしている。	
	固人情報の提供・移転 るルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない	
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	「情報資産利用依頼書」の提 う。	出を受け、	番号法の条文に適合してい	るか否かを判断し、提供・移転を行	
その他	也の措置の内容	・川口市情報セキュリティポリ ・違反行為を行った場合は、(
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
リスク	2: 不適切な方法で提信	共・移転が行われるリスク				
リスク	に対する措置の内容	特定の権限者以外は情報照立した庁内連携システムを介 とを防止する。	会・提供で ·してやりと	きず、また情報照会・提供の りすることで、不適切な方法・	記録が逐一保存される仕組みが確 で特定個人情報がやりとりされるこ	
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
リスク	3:誤った情報を提供・	移転してしまうリスク、誤った林	目手に提供	・移転してしまうリスク		
リスク	に対する措置の内容				はできず、番号法及び個人情報の う、仕組みとして担保されている。	
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置						
_						

L

6. 情報提供ネットリークン	ノステムとの接続 してい(人手) [」接続しない(提供)					
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク							
リスクに対する措置の内容	〈中間サーバ・ソフトウェアにおける措置〉・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークと照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークと思会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施する。上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提信がしている。・中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証トを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続・ンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照能。 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個、照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否もの。 (※3)中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいま情報へのアクセス制御を行う機能。	クシステムに求め、情報提ことになる。つまり、番号法 供やセキュリティリスクに対 の他に、ログイン・ログアウ 端末の操作や、不適切なオ 会した情報の受領を行う機 人情報の提供に係る情報 を判断するために使用する					
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2) 3)課題が残されている	十分である					
リスク2: 安全が保たれない	方法によって入手が行われるリスク						
リスクに対する措置の内容	〈中間サーバ・ソフトウェアにおける措置〉・中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣だれットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設定保されている。 〈中間サーバ・プラットフォームにおける措置〉・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全で・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線暗号化することで安全性を確保している。	計されるため、安全性が担 なセキュリティを維持した行 性を確保している。					
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2) 3)課題が残されている	十分である					
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク							
リスクに対する措置の内容	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣だネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられ個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手す	れた照会対象者に係る特定					
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2) 3)課題が残されている	十分である					

リスク4: 入手の際に特定個	人情報が漏えい・紛失するリスク
リスクに対する措置の内容	〈中間サーバ・ソフトウェアにおける措置〉・中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。(※)中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 〈中間サーバ・プラットフォームにおける措置〉・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。・中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行わ	れるリスク
リスクに対する措置の内容	く中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク <中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から 受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実 施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライ ン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。 リスクに対する措置の内容 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行 |政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク)等を利用することにより、不適切な方法で提供されるリス |クに対応している。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を 暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはア クセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。 <選択肢> Γ 十分である 1 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク <中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情 報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に 特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式 リスクに対する措置の内容 チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備するこ とで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原 本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。 <選択肢> 十分である 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置>

- ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応 している。

<中間サーバ・プラットフォームにおける措置>

- ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク)等を利用することにより、安全性を確保している。
- ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ・中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい 等のリスクを極小化する。

7. 特	定個人情報の保管・	消去					
リスク	1: 特定個人情報の漏	えい・滅失・毀損	リスク				
①NIS	C政府機関統一基準群	[政府	守機関ではない]	<選択肢>1) 特に力を入れる3) 十分に遵守しる		2) 十分に遵守している 4) 政府機関ではない
②安全	全管理体制	[十分	た整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れる 3) 十分に整備しる。	て整備している ていない	2) 十分に整備している
③安全	全管理規程	[十分	た整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れる 3) 十分に整備しる。	て整備している ていない	2) 十分に整備している
④安全 員への	全管理体制・規程の職)周知	[十分	に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れる 3) 十分に周知しる。		2) 十分に周知している
⑤物!	里的対策	[十分	に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れる 3) 十分に行ってし		2) 十分に行っている
	具体的な対策の内容	く中間サーバ・ ・中間サーバ・ 施錠管理をする 在によるリスク・事前に申請し	テムは外部と直 ・プラットフォーム プラットフォームを ることとしている。 を回避する。	における! データセ また、設意	ンターに構築し、設置場所はデータセン 意媒体、通信機器な	電場所への入った。 プログラックの専用の	退室者管理、有人監視及び の領域とし、他テナントとの混 寺し、持出持込することがな
⑥技 術	斯的対策	[十分	に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れる 3)十分に行ってし	て行っている いない	2) 十分に行っている
	具体的な対策の内容	・中間サーバ・を効率的かつで、ログの解析・中間サーバ・	包括的に保護する fを行う。 プラットフォームで	ごはUTM(る装置)等 ごは、ウイ	コンピュータウイル を導入し、アクセス	制限、侵入検知	などの脅威からネットワーク ロ及び侵入防止を行うととも ファイルの更新を行う。 チの適用を行う。
7/15	<i>ッ</i> クアップ	[+分	に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 3) 十分に行ってし	 て行っている いない	2) 十分に行っている
⑧事 問知	女発生時手順の策定・	[十分	に行っている]	く選択肢> 1) 特に力を入れ 3) 十分に行ってし	て行っている	2) 十分に行っている
機関に	は3年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか	[発生な	L]		<選択肢> 1) 発生あり	2)発生なし
	その内容	-					
	再発防止策の内容	_					

⑩死者の個人番号		[復	R管している]	<選択版> 1) 保管している	2) 保管していない	
	具体的な保管方法	生存者の個人	、番号と同様の方法	にて安	全管理措置を実施する。		
その他	也の措置の内容	_					
リスク	への対策は十分か	[-	十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
リスク	2: 特定個人情報が古い	い情報のままほ	保管され続けるリスク	ל			
リスク	に対する措置の内容	連携はリアル	タイムで行っており、	異動情	情報は即座に置き変わる。		
リスク	への対策は十分か	[-	十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
リスク	3: 特定個人情報が消	去されずいつま	でも存在するリスク	,			
消去引	手順	[:	定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない	
	手順の内容	・保存年限の: 処理等を行い ・保存年限の:	過ぎた申告書・帳票 廃棄する。 過ぎた電子媒体の特	等紙媒 寺定個 <i>/</i>	いては、システム上の削除処理を 体の特定個人情報については、 人情報については、そのデータを 媒体自体を棄損して、廃棄する。	機密性を確保するために溶解消去し、電子媒体が壊れた場	
その他	也の措置の内容	_					
リスク	への対策は十分か	[-	十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							
_							

Ⅳ その他のリスク対策※

		<u> </u>						
1. 盟	1. 監査							
①自i		[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない						
	具体的なチェック方法	<川口市における措置>年1回、各部署においてチェックリストによる自己点検を実施し、職員等よる運用状況を確認している。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施している。						
②監:	首	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない						
	具体的な内容	<川口市における措置> 川口市情報セキュリティ監査実施要綱に基づき、中期計画及び年度計画を策定し、情報セキュリティ対策の監査を実施することとしている。 また、特定個人情報の取扱いに係る監査を定期的に行うこととしている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。						
2. 彼	É業者に対する教育・	啓発						
従業	者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない						
具体的な方法		<川口市における措置> ・職員に対して、情報セキュリティポリシーに基づく研修や、個人情報保護に関する研修を実施している。 ・委託業者に対しては、契約内容に秘密保持に関する規定を設けている。 ・特定個人情報の取扱いに係る研修実施後、マイナンバー理解度テストを実施している。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。						

3. その他のリスク対策

<中間サーバ・プラットフォームにおける措置>
・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

V 開示請求、問合せ

1. 特	1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求						
①請求	^文先	川口市総務部行政管理課情報公開文書係 川口市青木2-1-1 048-258-1641					
②請求	\$方法	個人情報の保護に関する法律第76条第1項、第90条第1項及び第98条第1項に基づき、請求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。					
	特記事項	川口市ホームページ上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載(令和5年4月1日~)。					
③手数料等							
④個人情報ファイル簿の公表		[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない					
	個人情報ファイル名	個人住民税課税ファイル					
	公表場所	川口市ホームページ(https://www.city.kawaguchi.lg.jp)(令和5年4月1日より掲載)					
⑤法名	合による特別の手続	_					
⑥個丿 記載等	、情報ファイル簿への不 :	_					
2. 特	定個人情報ファイルの	り取扱いに関する問合せ					
①連絡先		川口市総務部行政管理課情報公開文書係 川口市青木2-1-1 048-258-1641					
②対向	5方法	・苦情受付時に苦情処理受付票を起票し、苦情に対する対応について記録を残す。 ・情報漏洩等の事実確認を行うために、標準的な処理手順を定めている。					

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価						
①実施日	令和4年3月2日					
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)					
2. 国民・住民等からの意見	見の聴取					
①方法	川口市パブリック・コメント手続実施要綱に基づく意見募集を実施。 実施にあたっては、川口市の広報・ホームページに意見募集案内を掲載。期間内は、評価書(案)を広く 閲覧できるよう、評価書(案)を情報政策課・市民税課・市政情報コーナーへ設置するとともに、ホーム ページに掲載する。					
②実施日・期間	令和2年7月1日(水)~令和2年7月31日(金)の31日間					
③期間を短縮する特段の理 由	_					
④主な意見の内容	他市の事例で、市の許諾を得ず無断で他の業者に業務の一部を再委託していた事実が判明している。川口市においてもご留意願いたい。					
⑤評価書への反映						
3. 第三者点検						
①実施日	令和2年8月31日(月)					
②方法	川口市情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問					
③結果	特定個人情報保護評価指針の審査の観点に照らし、適合性及び妥当性ともに基準を満たしていると判断、承認する。					
4. 個人情報保護委員会の)承認 【行政機関等のみ】					
①提出日						
②個人情報保護委員会による審査						

別紙Ⅲ 変更箇所一覧(令和2年度)

項目番号	位置	変更前 (公表済み評価書)	変更後		摘要
	I 基本情報				
1	I -2-システム8 -事務の内容	住民基本台帳システム(既存住民基本台帳システム)	既存住民基本台帳システム	修正	システム名を 統一。
2	I -5-法令上の 根拠	・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査 (犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令(※注)で定めるもの		修正	番号法の改正による修正
3	I -6-②-法令 上の根拠	村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報」が含まれる項) ・別表第2(第1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項)・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1・2・3・4・6・7・8・10・12・13・16・19・20・21・22・23・	07、108、113、114、115、116、117、120の項・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1・2・3・4・6・7・8・10・12・13・14・16・19・20・21・22・22の3・22の4・23・24・24の2・24の3・25・26の3・27・28・31・31の2・31の3・32・33・34・35・36・37・38・39・40・43・43の3・43の4・44・44の2・45・47・49・49の2・50・51・53・54・55・58・59条 【別表第2における情報照会】・番号法第19条第7号(別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)の「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条令に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができるとされ	修正	番号法の改正正

	Ⅱ 特定個人情報ファイルの	D概要			
4	Ⅱ -3-⑦-使用部署	市民税課、芝支所、新郷支所、神根支所、安行支所、戸塚支所、 鳩ヶ谷支所、川口駅前行政センター (市民税課以外は証明書の発行のみ)	市民税課、市民課、芝支所、新郷支所、神根支所、安行支所、戸塚支所、鳩ヶ谷支所、川口駅前行政センター (市民税課以外は証明書の発行のみ)	修正	現行の運用 に合わせた 変更(PIA再 実施による 見直し)
5	II -4-委託事項1 -8	再委託に関する承認申請を受け、再委託を適当と認めた場合に 承認する。	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託 先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再 委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等 の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た 後に承認することとする。	修正	国の記載例 により記載変 更
6	II -4-委託事項2 -8	再委託に関する承認申請を受け、再委託を適当と認めた場合に 承認する。	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。	修正	国の記載例 により記載変 更
7	II-4-委託事項3 -8	一部について再委託の必要がある場合は事前協議の上、委託 先から再委託申請書の提出を求める。	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託 先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再 委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等 の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た 後に承認することとする。	修正	国の記載例 により記載変 更
8	II -4-委託事項5 -8	再委託に関する承認申請を受け、再委託を適当と認めた場合に承認する。	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。	修正	国の記載例 により記載変 更
9	Ⅱ -4-委託事項6	無し	委託内容を追加 課税資料作成等業務委託 以下略	修正	現行の運用 に合わせた 変更(PIA再 実施による 見直し)

10	П		<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	〈中間サーバ・プラットフォームにおける措置〉 ・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置している。 データセンターへの入館、及びサーバ室への入室を行う際は、警 備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を 行う。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータ ベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存され る。	修正	国の記載例により記載変更
11	()	別紙Ⅱ-5-1)	(略)	(略)	修正	番号法の改正による修正
12	C	別紙Ⅱ-5-2)	(略)	(略)	修正	番号法の改正による修正
13	(5	別紙Ⅱ-5-3)	7 保育入所課 私立幼稚園就園奨励補助金に関する事務であって規則で定めるもの	削除	修正	番号法の改正による修正
	Ⅲ 特定化	個人情報ファイルの	取扱いプロセスにおけるリスク対策			
14	J G)内容	照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (*2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (*3)中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う 機能。	修正	国の記載例により記載変更
15	J	スクに対する措置)内容	・(略) ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わ	〈中間サーバ・ソフトウェアにおける措置〉・(略)・(略)・(略)・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。・(略)	修正	国の記載例 により記載変 更

16		Ⅲ-7-リスク1- ⑤-具体的な対策 の内容	<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	〈中間サーバ・プラットフォームにおける措置〉 ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置 場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	修正	国の記載例により記載変更
17		III-7-⑨-その 内容	【ケース2】略	【ケース1】を削除し、【ケース2】のみ掲載。	修正	事故発生か ら3年経過し たため、ケー ス1を削除す るもの。
18		Ⅲ-7-⑨-再発 防止策の内容	【ケース1】略 【ケース2】略	【ケース1】を削除し、【ケース2】のみ掲載。	修正	事故発生か ら3年経過し たため、ケー ス1を削除す るもの。
	N €0	の他のリスク対策				
19		IV-1-②-具体 的な内容	<川口市における措置> ・川口市情報セキュリティ監査実施要綱に基づき、中期計画及び年度計画を策定し、情報セキュリティ対策の監査を実施することとしている。	<川口市における措置> ・川口市情報セキュリティ監査実施要綱に基づき、中期計画及び年度計画を策定し、情報セキュリティ対策の監査を実施することとしている。 ・また、特定個人情報の取扱いに係る監査を定期的に行うこととしている。	追加	実際の実施 状況に載。現行 の運用に変更 わせた変更施 (PIA再見直 によるし)
20		Ⅳ-2-具体的な 方法	<川口市における措置> ・略 ・略		追加	実際の実施 状況記載。現行 の運用に変更 わせた変実施 による見直 し)
21		IV-3	く中間サーバ・プラットフォームにおける措置>・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	〈中間サーバ・プラットフォームにおける措置〉 ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	修正	国の記載例 により記載変 更

	V 開示請求、問合せ							
22		V-1-②-請求 方法	川口市個人情報保護条例第15条に基づき、開示請求書に必要 事項を記載し、上記①へ提出。	川口市個人情報保護条例第14条第1項、第24条第1項及び第 28条の3に基づき、請求書に必要事項を記載し、上記①へ提 出。	修正	第15 「開関で 原関で 原列の で 東京する が ・ ボーボ ・ ボーボ ・ ボーボ ・ ボーボ ・ ボーボ ・ ボーボ ・ ボーボ ・ ボーボ ・ ボーボ ・ ボーボ ・ ボーボ ・ ボーボ ・ ボーボ ・ ボーボ ・ ボーボ ・ ボーボ ・ ボーボ ・ ボーボ ・ ボーボ ・ ボーボ ・ ボーボ ・ ボーボ ・ ボーボ ・ ・ ボーボ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		
23			個人情報の開示等に係る手数料は無料。ただし、個人情報の写しの作成費用は請求者が負担(1枚10円、白黒A3版まで)	個人情報の開示等に係る手数料は無料。ただし、個人情報の写しの作成費用は請求者が負担(白黒A3版までは1枚10円、その他実費相当額)	修正	詳細な説明 を加えたも の。		
	VI 評(価実施手続						
24		VI − 1 − ①	平成27年5月26日	令和2年6月30日	修正	基礎項目評価実施(5年経 過による再実施)		
25		VI-2-②	平成27年7月13日(月)~平成27年8月12日(水)の31日間	令和2年7月1日(水)~令和2年7月31日(金)の31日間	修正	本再実施に よるパブリッ クコメント実 施日の変更		
26		VI-2-4	_	他市の事例で、市の許諾を得ず無断で他の業者に業務の一部を 再委託していた事実が判明している。川口市においてもご留意願いたい。	修正	パブリックコ メント 1件		
27		VI-3-(1)	平成27年9月1日(火)	令和2年8月31日(月)	修正	本再実施に よる点検日 の変更		

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月18日	I基本情報ー6情報提供ネットワークシステムによる情報連携ー②法令上の根拠		【別表第2における情報提供】(追加) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1・2・3・4・6・7・8・10・12・13・16・19・20・21・22・23・25・28・31・32・33・34・35・36・37・38・39・40・43・44・45・47・49・50・51・53・54・55・58・59条 【別表第2における情報照会】(追加)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	根拠となる主務省令を追加記 載するという形式的な変更で あり、重要な変更には該当し ない
平成28年10月18日	I 基本情報 - 7評価実施機関における担当部署 - ②所属長	市民税課長 佐川 広起	市民税課長 大山 水帆	事後	人事異動による変更であり、 重要な変更には該当しない
平成28年10月18日	(別紙Ⅱ-5-2)番号法第9 条第1項別表第1に定める事 務	保育課	保育入所課	事後	組織改正による変更であり、 重要な変更には該当しない
平成29年10月25日	I 基本情報-7評価実施機関における担当部署-②所属長		市民税課長 内田 隆	事後	人事異動による変更であり、 重要な変更には該当しない
平成29年10月25日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要-4特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項2-⑥委託先名	株式会社日立製作所 北関東支店	株式会社日立システムズ 関東甲信越支社	事後	委託先業者の名称変更による もの、重要な変更には該当し ない
平成29年10月25日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要-4特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項5-⑥委託先名	株式会社日立製作所 北関東支店	株式会社日立システムズ 関東甲信越支社	事後	委託先業者の名称変更による もの、重要な変更には該当し ない
平成29年10月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要-5特定個人情報の提供・ 移転-提供・移転の有無	移転を行っている (20) 件	移転を行っている (28) 件	事後	条例を根拠とする移転につい て記載したもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月25日		番号法第9条第1項 別表第1(別紙II-5-2 を参照) 番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	番号法第9条第1項 別表第1(別紙Ⅱ-5-2 を参照)	事後	条例を根拠とする移転については、移転先2として別途掲載するもの
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概 要-5特定個人情報の提供・ 移転-移転先2	-	川口市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に定める事務 (別紙 II -5-3を参照)	事後	条例を根拠とする移転については、移転先2として別途掲載するもの
平成29年10月25日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要-5特定個人情報の提供・ 移転-移転先2-①法令上の 根拠	-	番号法第9条第2項 川口市番号法に基づく個人番号の利用及び特 定個人情報の提供に関する条例第3条、第4条	事後	条例を根拠とする移転については、移転先2として別途掲載するもの
平成29年10月25日		-	条例別表第2及び第3の第2欄に掲げる事務 (別紙 II -5-3を参照)	事後	条例を根拠とする移転については、移転先2として別途掲載するもの
平成29年10月25日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要-5特定個人情報の提供・ 移転-移転先2-③提供する 情報	-	地方税法その他の地方税に関する法律に基づ 〈条例の規定により算定した税額若しくはその 算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関 係情報)	事後	条例を根拠とする移転については、移転先2として別途掲載するもの
平成29年10月25日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要-5特定個人情報の提供・ 移転-移転先2-④提供する 情報の対象となる本人の数	-	10万人以上100万人未満	事後	条例を根拠とする移転につい ては、移転先2として別途掲載 するもの
平成29年10月25日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要-5特定個人情報の提供・ 移転-移転先2-⑤移転する 情報の対象となる本人の範囲	_	個人住民税課税対象者とその被扶養者等	事後	条例を根拠とする移転については、移転先2として別途掲載するもの
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概 要-5特定個人情報の提供・ 移転-移転先2-⑥移転方法	_	庁内連携システム	事後	条例を根拠とする移転については、移転先2として別途掲載するもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月25日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要-5特定個人情報の提供・ 移転-移転先2-⑦時期・頻度	-	照会を受けたら都度	事後	条例を根拠とする移転につい ては、移転先2として別途掲載 するもの
平成29年10月25日		国民健康保険法による保険給付の支給又は保 険料の徴収に関する事務であって主務省令で 定めるもの	国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法の改正による別表第1 の事務の変更
平成29年10月25日		高齢者の医療の確保に関する法律による後期 高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関 する事務であって主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律による後期 高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保 健事業の実施に関する事務であって主務省令 で定めるもの	事後	番号法の改正による別表第1 の事務の変更
平成29年10月25日	皿リスク対策-7特定個人情報の保管・消去-⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	重大事故の発生により記載するもの。
平成29年10月25日	Ⅲリスク対策 - 7特定個人情報の保管・消去 - ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか - その内容	_	・個人情報を含む情報資産が保存されたハードディスクドライブの盗難。 ・平成28年10月7日(金)、職員が業務時間終了後に開催された職場の懇親会にてアルコール飲料を摂取。帰宅途中の翌8日(土)の午前1時ごろ、大宮駅西ロロータリーのベンチで居眠りをした際に、鞄の中から財布とともに個人所有のHDD(容量1TB)を盗難されたもの。・盗難されたHDDに記録されていた情報は、現所属である公園課及び過去に所属した職場のデータで、個人情報を含む約1万7千ファイル。	事後	重大事故の発生により記載するもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月25日	皿リスク対策 - 7特定個人情報の保管・消去 - 9過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか - 再発防止策の内容		本事案の発生を受け、データの外部持ち出し制限等以下の取り組みを行うことで再発防止を目指す。 ・各課におけるUSBメモリやハードディスクなどの外部記録媒体の所持状況を調査。 ・各課における外部記録媒体の管理方法(鍵付き書庫等での保管、使用後のデータ削除を行う等)について、情報セキュリティ監査での確認を順次実施。 ・端末管理ソフトによる外部記録媒体の利用制限を実施。	事後	重大事故の発生により記載するもの。
平成30年11月15日	I 基本情報-7評価実施機関における担当部署-②所属長の役職名	市民税課長 内田 隆	市民税課長	事後	評価書の様式変更であり、重 要な変更には該当しない。
平成30年11月15日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要-4特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項4-③委託先における取扱者数	50人以上100人未満	10人以上50人未満	事後	委託先業者の変更によるも の、重要な変更には該当しない。
平成30年11月15日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要-4特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項4 -⑥委託先名	日本情報産業株式会社	富士ソフトサービスビューロ株式会社	事後	委託先業者の変更によるも の、重要な変更には該当しない。
平成30年11月15日	9条第7号別表第2に定める	録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の 支給に関する事務であって主務省令で定めるも	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組 里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付 費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所 障害児食費等給付費の支給に関する事務で あって主務省令で定めるもの	事後	番号法の改正による別表第1 の事務の変更
平成30年11月15日			独立行政法人日本学生支援機構法による学資 の貸与及び支給に関する事務であって主務省 令で定めるもの	事後	番号法の改正による別表第1の事務の変更
平成30年11月15日	(別紙Ⅱ-5-2)番号法第9 条第1項別表第1に定める事務-No.3		生活保護法による保護の決定及び実施、就労 自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、 保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に 関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法の改正による別表第1 の事務の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年11月15日	(別紙II -5-2) 番号法第9 条第1項別表第1に定める事 務-No.13	保健センター	地域保健センター	事後	組織改正による変更であり、 重要な変更には該当しない
平成30年11月15日	(別紙II -5-2) 番号法第9 条第1項別表第1に定める事 務-No.18	保健センター	地域保健センター	事後	組織改正による変更であり、 重要な変更には該当しない
平成30年11月15日	(別紙Ⅱ-5-3)川口市番号 法に基づく個人番号の利用及 び特定個人情報の提供に関 する条例に定める事務-No.7		(移転先)地域保健センター (事務)不妊治療費助成金に関する事務であって規則で定めるもの	事後	条例の改正に伴い、追加記載するもの
平成30年11月15日	(別紙Ⅱ-5-3)川口市番号 法に基づく個人番号の利用及 び特定個人情報の提供に関 する条例に定める事務-No.8		(移転先)住宅政策課 (事務)市単独住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	事後	条例の改正に伴い、追加記載するもの
平成30年11月15日	以内に、評価実施機関におい	・個人情報を含む情報資産が保存されたハードディスクドライブの盗難。 ・平成28年10月7日(金)、職員が業務時間終了後に開催された職場の懇親会にてアルコール飲料を摂取。帰宅途中の翌8日(土)の午前1時ごろ、大宮駅西ロロータリーのベンチで居眠りをした際に、鞄の中から財布とともに個人所有のHDD(容量1TB)を盗難されたもの。・盗難されたHDDに記録されていた情報は、現所属である公園課及び過去に所属した職場のデータで、個人情報を含む約1万7千ファイル。	【ケース1】個人情報を含む情報資産が保存されたハードディスクドライブの盗難。・平成28年10月7日(金)、職員が職場の懇親会にてアルコール飲料を摂取。帰宅途中の翌8日(土)の午前1時ごろ、駅のロータリーで居眠りをし、鞄の中から個人所有のHDD(容量1TB)を盗まれた。・盗難にあったHDDに記録されていた情報は、現所属である公園課及び過去に所属した職場のデータで、個人情報を含む約1万7千ファイル【ケース2】公営競技事務所において、選手の「賞金振込データ」が入ったUSBメモリを紛う賞さの振込みデータを、データの管理室でUSBメモリに保存。クリアファイルに入れ、別棟にある事務所にもどり、振込担当職員の机の上にファイルを置いた。20日(月)振込作業を行おうとして、USBメモリがないことに気づいた。・紛失したUSBメモリに保存されていたデータは、対象選手のカナ氏名・振込金額など延べ1、457名分(実人数352名分)	事後	重大事故の発生により追加記載するもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年11月15日	Ⅲリスク対策 - 7特定個人情報の保管・消去 - ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか - 再発防止策の内容	本事案の発生を受け、データの外部持ち出し制限等以下の取り組みを行うことで再発防止を目指す。 ・各課におけるUSBメモリやハードディスクなどの外部記録媒体の所持状況を調査。 ・各課における外部記録媒体の管理方法(鍵付き書庫等での保管、使用後のデータ削除を行う等)について、情報セキュリティ監査での確認を順次実施。 ・端末管理ソフトによる外部記録媒体の利用制限を実施。	【ケース1】データの外部持ち出し制限等以下の取り組みを行うことで再発防止を目指す。・各課におけるUSBメモリやハードディスクなどの外部記録媒体の所持状況を調査。・各課における外部記録媒体の管理方法(鍵付き書庫等での保管、使用後のデータ削除を行う等)について、情報セキュリティ監査での確認を平成29年度までに実施。・端末管理ソフトによる外部記録媒体の利用制限を実施。 【ケース2】公営競技事務所において、以下の取り組みを行うことで再発防止を目指す。・個人情報が記録されている媒体を運搬する場合は、鍵付きのケースに格納し、暗号化またはパスワードを設定する。・振込処理終了後は媒体内のデータを消去する。・個人情報が記録されている媒体の引継ぎには、複数の職員で対応し、引継ぎ業務の記録を残す。・保管場所を定め施錠管理を行う。	事後	重大事故の発生により追加記載するもの。
令和2年9月9日	-	別紙皿「変更箇所一覧(令和2年度)」を参照	-	事後	
令和2年10月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 - 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 - 委託事項4-③委託先における取扱者数		100人以上500人未満	事後	委託会社の変更による人数変 更であり、重要な変更には該 当しない
令和2年10月22日	II 特定個人情報ファイルの概要-4. 特定個人情報ファイルの概の取り扱いの委託-委託事項4-⑥委託先名		日本情報産業株式会社	事後	委託会社の変更であり、重要 な変更には該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月2日	I基本情報ー6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携※一②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(別表第2の第3欄(情報 提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人 情報)に「地方税法その他の地方税に関する法 律に基づく条例の規定により算定した税額若し くはその算定の基礎となる事項に関する情報」 が含まれる項) (以下略) 【別表第2における情報照会】 ・番号法第19条第7号(別表第2の第1欄(情報 照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)の 「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条令に関する事務であって 主務省令で定めるもの」を処理するために第3 欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情		事後	令和3年9月1日施行の番号 法改正に伴う号ずれにかかる 変更
令和4年3月2日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) - 提供先1・①法令上の根拠・②提供先における用途	番号法第19条第7号 別表第2	番号法第19条第8号 別表第2	事後	令和3年9月1日施行の番号 法改正に伴う号ずれにかかる 変更
令和4年3月2日	Ⅲリスク対策-7特定個人情報の保管・消去-⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし	事後	事故発生から3年経過したため記載を削除するもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月2日	山リスク対東一9週去3年以 内に、評価実施機関におい	公営競技事務所において、選手の「賞金振込データ」が入ったUSBメモリを紛失。 ・平成29年11月18日(土)、選手に支払う賞金の振込みデータを、データの管理室でUSBメモリに保存。クリアファイルに入れ、別棟にある事務所にもどり、振込担当職員の机の上にファイルを置いた。20日(月)振込作業を行おうとして、USBメモリがないことに気づいた。・紛失したUSBメモリに保存されていたデータは、対象選手のカナ氏名・振込金額など延べ1、457名分(実人数352名分)	_	事後	事故発生から3年経過したため記載を削除するもの。
令和4年3月2日	Ⅲリスク対策 - 7特定個人情報の保管・消去 - ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか - 再発防止策の内容	公営競技事務所において、以下の取り組みを行うことで再発防止を目指す。 ・個人情報が記録されている媒体を運搬する場合は、鍵付きのケースに格納し、暗号化またはパスワードを設定する。 ・振込処理終了後は媒体内のデータを消去する。 ・個人情報が記録されている媒体の引継ぎには、複数の職員で対応し、引継ぎ業務の記録を残す。 ・保管場所を定め施錠管理を行う。		事後	事故発生から3年経過したため記載を削除するもの。
令和5年3月1日	I基本情報-2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムーシステム1-③ほかのシステムとの接続	[O] その他(収納管理システム)	[O] その他(収納管理システム、証明書コンビニ交付システム)	事後	証明書コンビニ交付サービス開始に伴う変更
令和5年3月1日	I基本情報-2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム-システム9	_	証明書コンビニ交付システム 以下略	事後	証明書コンビニ交付サービス 開始に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月1日	(別添1)事務内容	既存事務の内容を記載	コンビニ交付センター(J-LIS)を利用した税証明書のコンビニ交付について追記	事後	証明書コンビニ交付サービス開始に伴う変更
令和5年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 - 6. 特定個人情報の保管・消去 - ③消去方法	<川口市における措置> 以下略 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの 操作によって実施されるため、通常、中間サー バ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者 が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間 サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事 業者において、保存された情報が読み出しでき ないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用し て完全に消去する。	<川口市における措置> 以下略 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの 操作によって実施されるため、通常、中間サー バ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者 が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間 サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事 業者において、保存された情報が読み出しでき ないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	「情報システム機器の廃棄等時におけるセキュリティの確保について」(令和2年5月22日付け総行情第77号総務省自治行政局地域情報政策室長通知)(別紙3)の該当箇所に基づき、物理的破壊のみを手段とすることしたため
令和5年3月1日	対策-4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託-情報保護管理体制の確認	・外部委託業者を選定する際、委託内容に応じて、個人情報保護方針の策定、プライバシーマーク等の個人情報保護や対策を目的として公共機関の認定・認証を取得しているか等を確認している。 ・入札の通知を発送する際に、個人情報の保護に関する法律、川口市個人情報保護条例等を遵守し、個人情報の保護に関し必要な措置を講じ、適正な管理を行うことを書面にて通知している。 ・契約時には本契約とは別の秘密保持契約書を取り交わし、業務従事者名簿を提出することとしている。	・外部委託業者を選定する際、委託内容に応じて、個人情報保護方針の策定、プライバシーマーク等の個人情報保護や対策を目的として公共機関の認定・認証を取得しているか等を確認している。 ・入札の通知を発送する際に、個人情報の保護に関する法律等を遵守し、個人情報の保護に関し必要な措置を講じ、適正な管理を行うことを書面にて通知している。 ・契約時には本契約とは別の秘密保持契約書を取り交わし、業務従事者名簿を提出することとしている。	事前	令和5年4月1日施行の個人情 報の保護に関する法律改正に 伴う変更
令和5年3月1日	取扱いプロセスにおけるリスク対策-5.特定個人情報の提供・移転-リスク1:不正な提供・移転-特定個人情報の提供・移転の記録-具体的な方	合、どの職員がどの特定個人情報をいつ誰に対し何のために提供したかがすべて記録される仕組みとなっている。また、庁内連携システムでは、番号法及び川口市個人情報保護条例上認められる提供以外の受付を行わないようにして	庁内連携システムでは、システムを利用する場合、どの職員がどの特定個人情報をいつ誰に対し何のために提供したかがすべて記録される仕組みとなっている。また、庁内連携システムでは、番号法及び個人情報の保護に関する法律上認められる提供以外の受付を行わないようにしている。	事前	令和5年4月1日施行の個人情報の保護に関する法律改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-5. 特定個人情報の提供・移転-リスク1:不正な提供・移転が行われるリスクーその他の措置の内容	・川口市情報セキュリティポリシーに則し、情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。 ・違反行為を行った場合は、個人情報保護条例の罰則規定により措置を講じる。	・川口市情報セキュリティポリシーに則し、情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。 ・違反行為を行った場合は、個人情報の保護に関する法律の罰則規定により措置を講じる。	事前	令和5年4月1日施行の個人情報の保護に関する法律改正に伴う変更
令和5年3月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 - 5. 特定個人情報の提 供・移転 - リスク3:誤った情 報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に情報を提供・ 移転してしまうリスクーリスク に対する措置の内容	庁内連携システムでは本業務で保有する情報をすべて連携することはできず、番号法及び川口市個人情報保護条例に基づき認められる情報のみしか移転できないよう、仕組みとして担保されている。	庁内連携システムでは本業務で保有する情報をすべて連携することはできず、番号法及び個人情報の保護に関する法律に基づき認められる情報のみしか移転できないよう、仕組みとして担保されている。	事前	令和5年4月1日施行の個人情報の保護に関する法律改正に伴う変更
令和5年3月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 - 6. 情報提供ネットワー クシステムとの接続 - リスク 2: 安全が保たれない方法に よって入手が行われるリスク	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置>・中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置>以下略	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置>・中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置>以下略	事後	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の第2条第14項の改正に伴い、情報提供ネットワークシステムを設置・管理する主体が変更になったため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月1日	対策 - 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続ーリスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	に係る特定個人情報を入手するため、正確な照	報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対	事後	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の第2条第14項の改正に伴い、情報提供ネットワークシステムを設置・管理する主体が変更になったため
令和5年3月1日	定個人情報の開示・訂正・利		個人情報の保護に関する法律第76条第1項、 第90条第1項及び第98条第1項に基づき、請 求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。	事前	令和5年4月1日施行の個人情報の保護に関する法律改正に伴う変更
令和5年3月1日	V 開示請求、問合せ-1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求-②請求方法-特記事項	_	川口市ホームページ上に、請求先、請求方法、 請求書様式等を掲載(令和5年4月1日~)。	事前	令和5年4月1日施行の個人情報の保護に関する法律改正に伴う変更
令和5年3月1日	V 開示請求、問合せー1.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求一④個人情報ファイル簿の公表・開示場所	[行っていない]	[行っている] 川口市ホームページ (https://www.city.kawaguchi.lg.jp)(令和5年4月 1日より掲載)	事前	令和5年4月1日施行の個人情 報の保護に関する法律改正に 伴う変更